

共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬 ~ありがとう 笑顔でつなぐ思いやり~

第4期

五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和3年度 ▶ 令和7年度



令和3年3月
宮崎県 五ヶ瀬町

はじめに

平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」へと改正されたことにより、市町村では「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定が義務付けられました。

これを受け本町では、これまで3期15年にわたり「五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、第3期計画においては、「一人じゃないよ 支えあう町 五ヶ瀬 ～ありがとうでつなぐ笑顔と笑顔～」を基本理念に掲げ、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

我が国は、少子高齢化や核家族化、情報化社会の進展など社会情勢の変化に伴い、家族での支えあいの機能の低下、価値観の多様化、生活環境の変化などにより住民同士の交流やつながりが希薄になりつつある中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、子育て世帯における孤立感や不安感の増大、地域福祉を担う人材の高齢化などさまざまな課題が生じています。

福祉のニーズが多様化する中、本町においても従来の高齢者や子育て世代の方、障がいのある方に対して、分野ごとに整備されてきた公的なサービスだけでは対応が困難な状況になりつつあり、今後、地域におけるさまざまな課題を解決していくためには、地域住民と行政との連携・協働による取組、地域における支え合いや繋がりがこれまで以上に大切になってくると思うところです。

本町では、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢においても、人・地域・自然それぞれの魅力の持続性を確保していくため、目指す町の将来像の実現に向けての取り組み方を明確にした「第6次五ヶ瀬町総合計画」を策定いたしました。

併せて、地域全体で支え合うまちづくりの指針となる第4期の「五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。この第4期計画につきましては、令和3年度からの計画となる第6次総合計画で示される五ヶ瀬町の将来像、「人と『ともに』 地域と『ともに』 自然と『ともに』 ～笑顔でつながるまち 五ヶ瀬～」の基本理念の下、誰もがお互いの存在を認め合い、人間としての尊厳を尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを実現するため、地域住民の皆さまと協働して支え合い、誰もが安心して暮らせる笑顔の広がるまちづくりの創造に向けて尚一層努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画策定にあたり貴重なご意見や多大なご協力をいただきました策定委員、ワーキング会議委員の皆さまをはじめ、関係各位のご協力に対して心から感謝申し上げます。

令和3年3月

五ヶ瀬町長
五ヶ瀬町社会福祉協議会会長



原田 俊平

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	3
2 地域福祉のとらえ方	5
3 計画の位置付け	7
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	9

第2章 五ヶ瀬町の地域福祉を取り巻く現状

1 人口の状況	13
2 要介護者・障がいのある人の状況	18
3 社会資源の状況	21
4 五ヶ瀬町社会福祉協議会の状況	26
5 各種団体アンケート調査からみえる課題	29

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画のとらえ方	35
2 基本理念	36
3 基本目標	37
4 取組の体系	38

第4章 取組の内容

基本目標1 つなぐ仕組みづくり	41
基本目標2 安心して暮らせる環境づくり	57
基本目標3 みんなで取り組む地域づくり	73
4 社会福祉協議会の基盤強化	96

第5章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進	101
2 計画の評価・見直し	102

資料編

第4期五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	105
五ヶ瀬町第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿	106
五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキング会議名簿	107
計画策定の経緯	108

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 社会的な背景

近年、少子高齢化の更なる進行や、家族形態の変化による家族での支え合いの機能の低下、個人の価値観の多様化、インターネット等の普及による生活環境の変化等に伴い地域のつながりが希薄化し、地域での支え合いの機能の低下が進行しています。

さらに、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立、虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア(育児と介護が同時進行している状態)、8050問題(80代の親とひきこもる50代の子どもの経済的、精神的な問題)のように地域社会に暮らす人々の抱える課題は多様化し、複雑さの度合いも増しています。そのため、公的サービスのみでは制度の狭間にいる人に十分な支援が届かないなど、従来の体制では対応が難しいケースもみられるようになりました。

(2) 国の動向

こうした課題の解決に向け、国は制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画しながら、ともに支え合い、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた改革を進めることとし、社会福祉法の改正(平成30年4月施行)が行われました。

この改正では、自治体における地域福祉(支援)計画の策定が「努力義務」とされるとともに、①住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備をすること、②複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築をすること、③地域福祉計画の充実をすることも盛り込まれました。

さらに、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、上記①②の地域生活課題を解決するための体制整備を後押しするため、重層的支援体制整備事業が規定されました。

(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

本町においては、平成28年3月に「第3期五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を一体的に策定し、町と五ヶ瀬町社会福祉協議会がともに連携を図りながら「地域福祉の推進」に取り組んできましたが、このような状況等を踏まえ、更なる地域福祉の充実を図るため、「第4期五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

(参考) 社会福祉法 (令和2年4月改正) ※条文より抜粋

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 地域福祉のとりえ方

(1) 「地域福祉」とは

地域における多様な「福祉」

私たちが暮らすこの地域は、少子高齢化の中にあります。その中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援や子どもたちの健全育成、障がいのある人への支援といったさまざまな側面があります。

これらのサービスの提供や支援については、社会福祉制度に基づき、行政職員や福祉サービス事業者によって実施されるものに加え、地域ボランティアの方々なども、その担い手として活躍されています。

私たちと「福祉」の関わり

私たちにとって、歳をとることは誰もが避けられないことであり、また、子育てや事故、病気等で手助けを必要とする場合も多々発生します。このように考えると、「福祉」はある特別な人たちだけを対象とするものではなく、生活のあらゆる場面で誰もが「福祉」に関わって生きているということが言えます。

「地域福祉」の基本的な考え方

今後、少子高齢化の一層の進行や近所づきあいの減退、景気の伸び悩みなどが私たちの暮らしに大きな影響を与え、生活課題がさらに増えていくことが予想されます。こうした課題に対し、地域で暮らす人たちがお互いに支え合い、助け合いながら、地域の絆を強め、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の基本的な考え方です。

地域住民・地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かすことが大切になります。

(2) 地域の役割

地域における生活課題については、

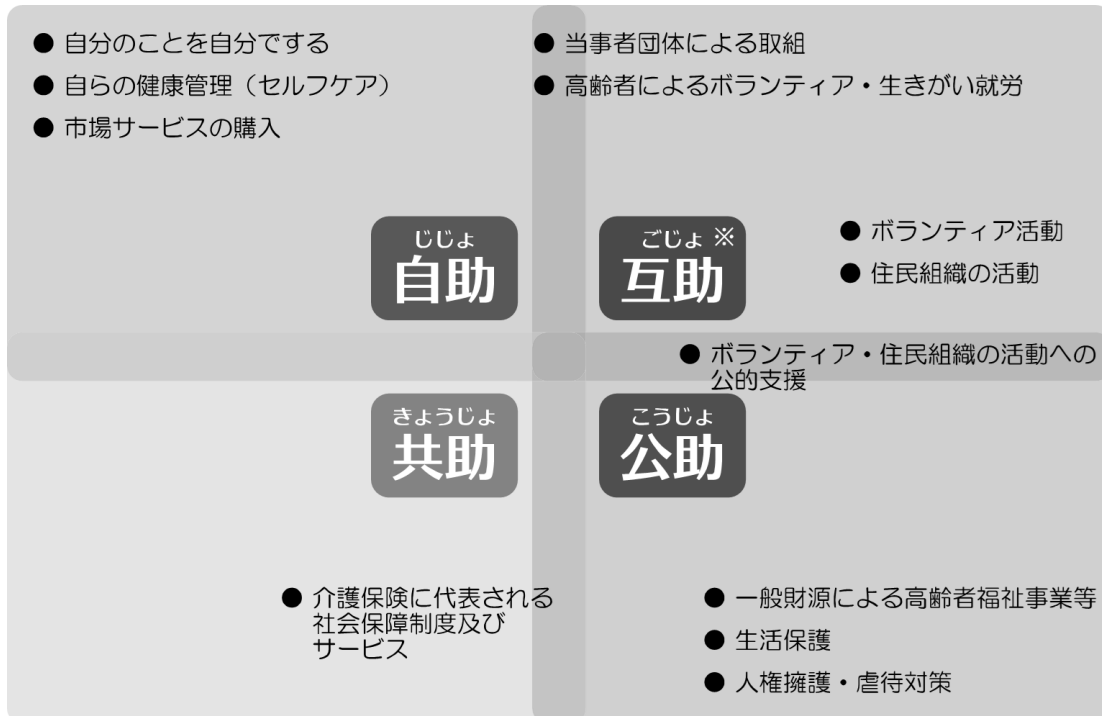
- 地域ごとに課題の内容が様々であるため、地域の実情に合った対応が必要
- 日常生活に密着したものであることから、きめ細かな個別の対応が必要

地域福祉活動を進めるには、公的サービスが整備されるだけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること(自助)や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと(互助)の重要度がますます高まっています。

五ヶ瀬町では、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・互助を支援していくこと(公助)により、地域と協働しながら地域福祉活動を進めていきます。

図表:「自助」「互助」「共助」「公助」の定義

分類	定義
自助	自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診(健診)を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力。
互助 [※]	家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力。また、それらの活動を発展させると、地域住民やNPO(非営利団体)などによる、ボランティア活動や、システム化された支援活動となる。
共助	制度化された、相互扶助。社会保険制度、医療や年金、介護保険など。
公助	自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対して、最終的に対応する制度。例えば、生活困窮に対する生活保護や、虐待問題に対する虐待防止法などが該当する。

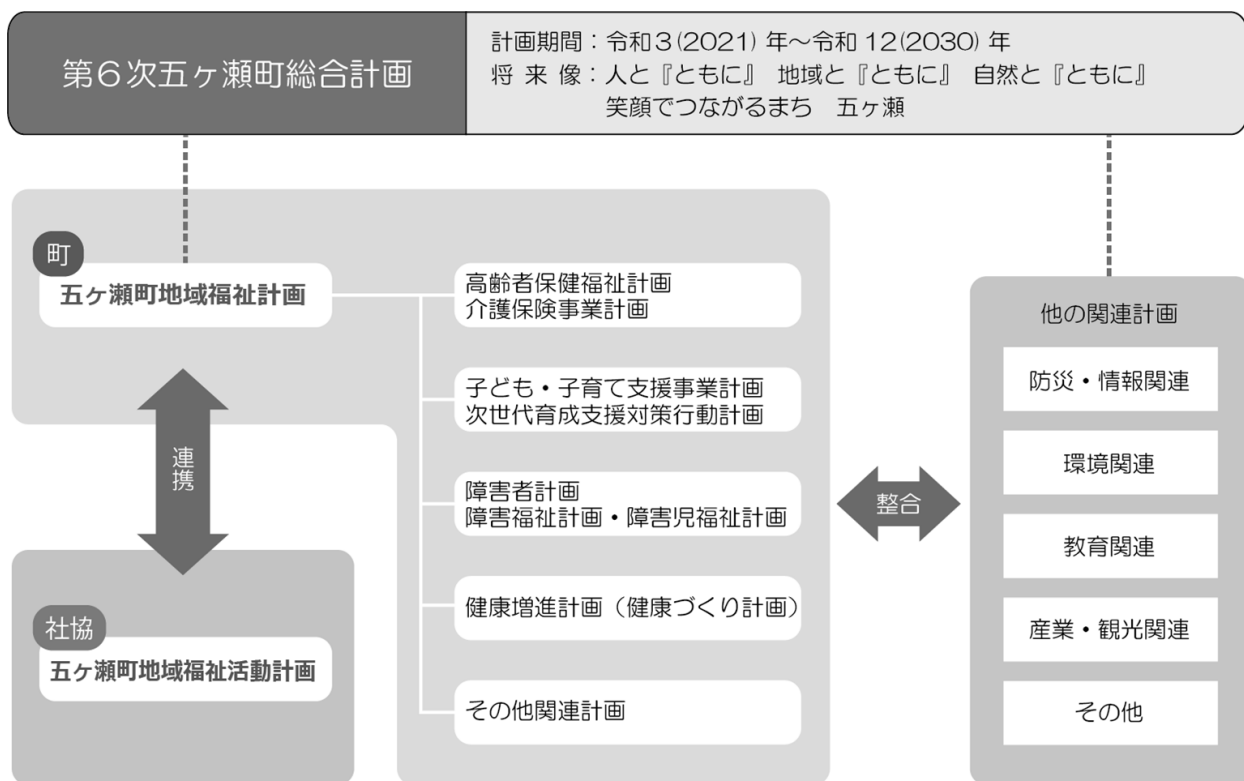


※ 従前、このような活動を「共助」と定義していましたが、本計画では国の地域包括ケアシステムのあり方において示された定義に合わせ、「互助」としました。

3 計画の位置付け

本計画は、「第6次五ヶ瀬町総合計画」における基本構想及び基本計画に基づくとともに、高齢者福祉、子育て支援・児童福祉、障がい者福祉など、各福祉分野における行政計画との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

図表：本計画の位置づけ



4 計画の期間

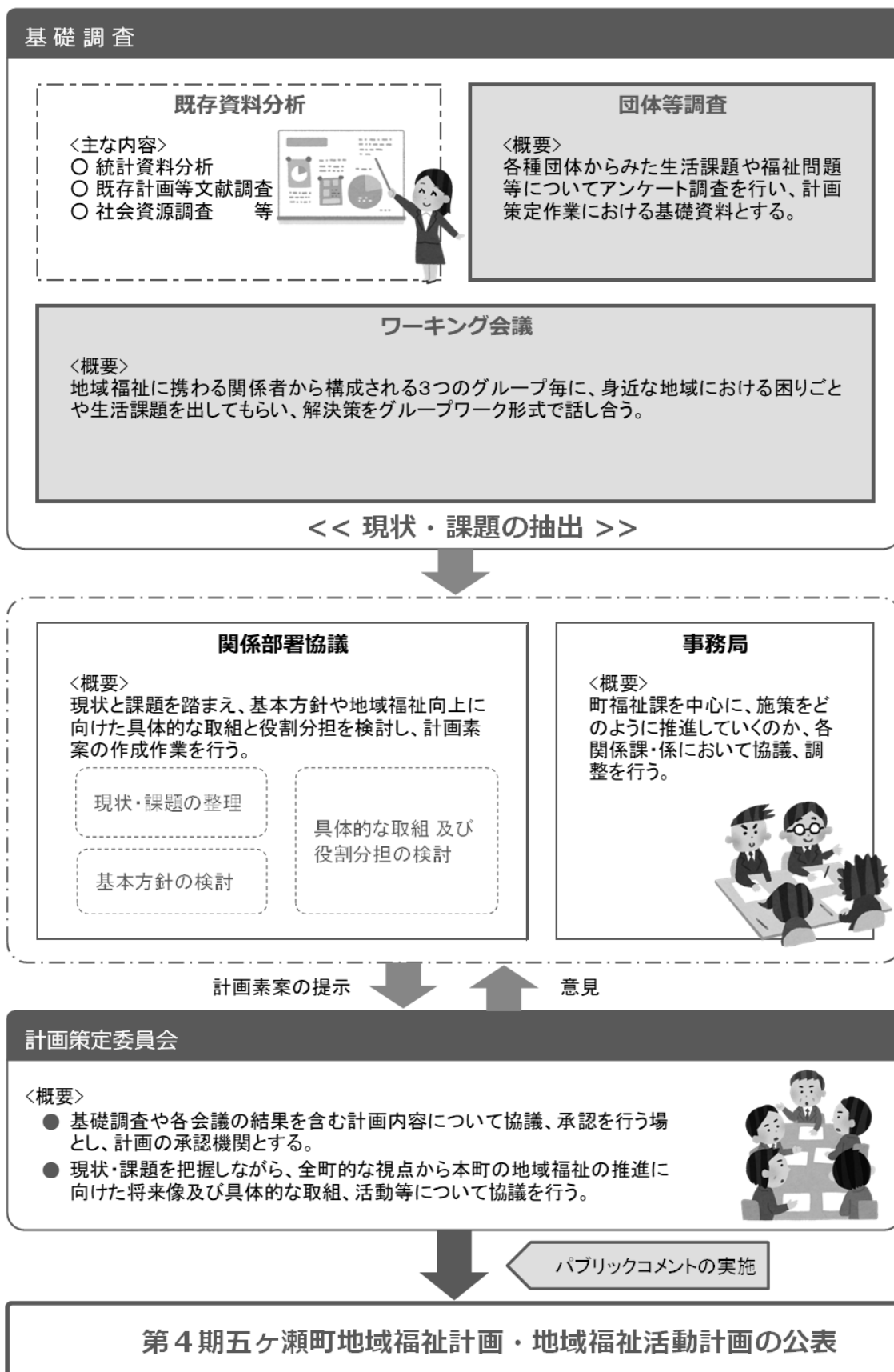
本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、最終年度には見直しを行います。

また、計画期間内であっても、社会情勢の変化等に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

図表：計画の期間

令和元(2019) 年度	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和9(2027) 年度
第5次総合計画 後期計画		第6次五ヶ瀬町総合計画						
		前期計画					後期計画	
第3期 地域福祉計画 地域福祉活動計画		第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画 (令和3年度～令和7年度)						
評価・見直し								
第3期計画		第4期宮崎県地域福祉支援計画						

5 計画の策定体制



※ は、住民参画による策定プロセス



第2章 五ヶ瀬町の地域福祉を 取り巻く現状

第2章 五ヶ瀬町の地域福祉を取り巻く現状

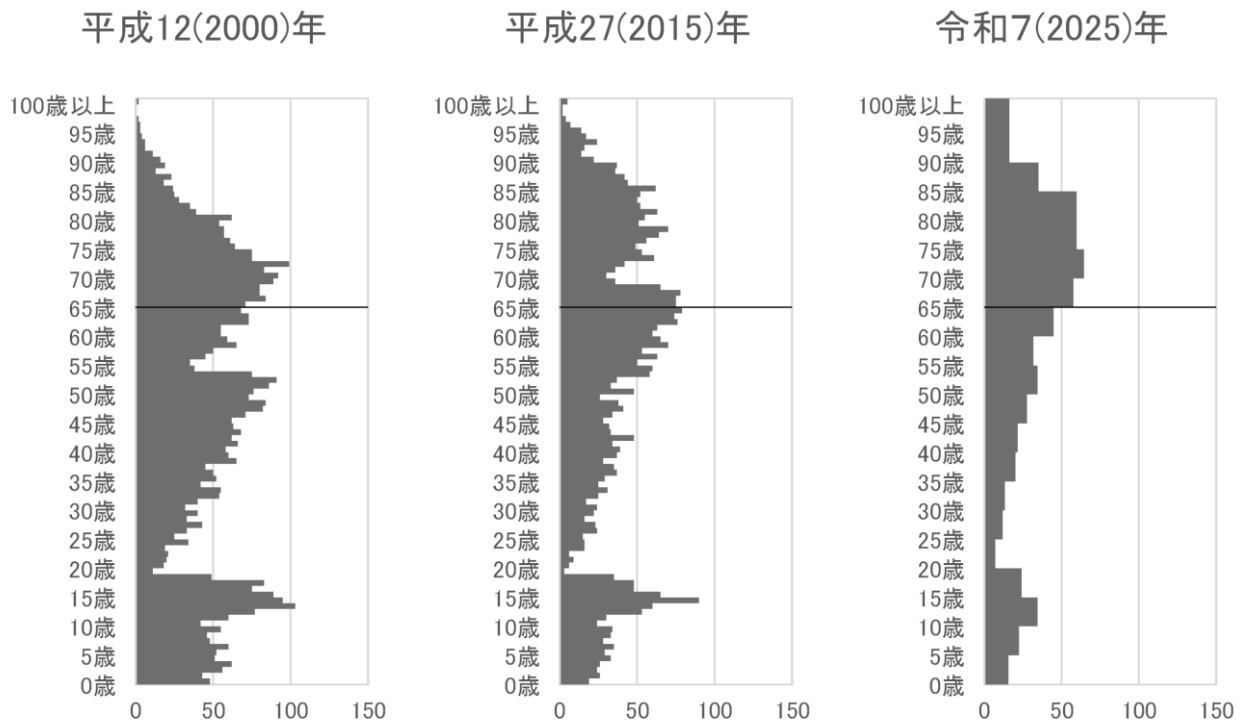
1 人口の状況

(1) 人口構成の変化

平成 12(2000)年と平成 27(2015)年における人口構成の推移についてみると、子どもや若年・壮年の人口が減少する一方、65 歳以上の高齢者の人口が増加している状況がわかります。

また、平成 27(2015)年時点の 65 歳前後(昭和 22(1947)~24(1949)年の第1次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代)を中心とした年齢層が1つの大きな山を形成しており、この年齢層が後期高齢者となる 10 年後の令和7(2025)年ごろには、さらなる高齢化が進行するものと予測されます。

図表:人口構成の推移



資料:平成 12(2000)年、平成 27(2015)年;国勢調査

令和7(2025)年;国立社会保障・人口問題研究所 平成 30(2018)年推計

※ 令和7(2025)年の数値は5歳階級毎の推計

※ 令和2(2020)年の国勢調査は国において集計中です。

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

五ヶ瀬町の総人口は、平成12(2000)年の5,079人から令和2(2020)年の3,446人と20年間で1,633人減少しています。

年齢3区分別の人口構成をみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)の減少が続く中、老年人口(65歳以上)の増加傾向が続いており、平成12(2000)年からの20年間で39人増加しています。高齢化率の上昇は28.7%から43.5%と更に顕著なものとなっており、五ヶ瀬町においても少子高齢化が進行していることがわかります。

図表：年齢3区分別人口構成の推移

単位：人、%

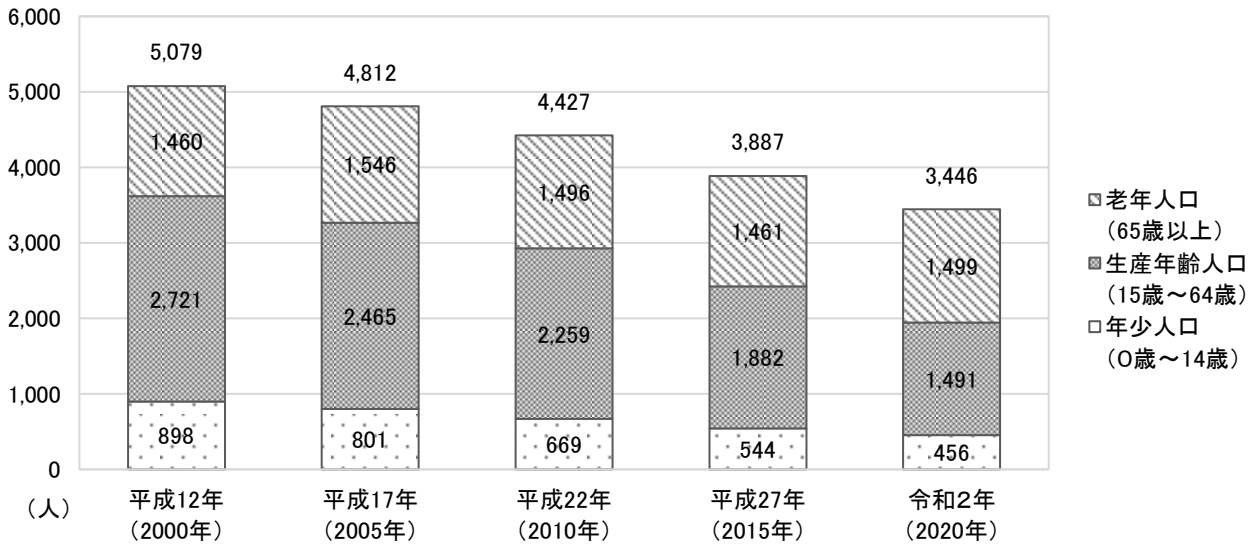
	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年	令和2 (2020)年	令和7 (2025)年 (推計)
総人口	5,079	4,812	4,427	3,887	3,446	2,986
年少人口(0～14歳)	898	801	669	544	456	362
構成比	17.7%	16.6%	15.1%	14.0%	13.2%	12.1%
生産年齢人口(15～64歳)	2,721	2,465	2,259	1,882	1,491	1,184
構成比	53.6%	51.2%	51.0%	48.4%	43.3%	39.7%
老年人口(65歳以上)	1,460	1,546	1,496	1,461	1,499	1,440
構成比	28.7%	32.1%	33.8%	37.6%	43.5%	48.2%
65～74歳	828	695	543	551	662	610
構成比	16.3%	14.4%	12.3%	14.2%	19.2%	20.4%
75歳以上	632	851	953	910	837	830
構成比	12.4%	17.7%	21.5%	23.4%	24.3%	27.8%
年齢不詳	0	0	3	0	0	0

資料：平成12(2000)～27(2015)年 総務省統計局；『国勢調査』

令和2(2020)年 宮崎県総合政策部統計調査課；『宮崎県の推計人口と世帯数(年報)』

令和7(2025)年 国立社会保障・人口問題研究所；『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』

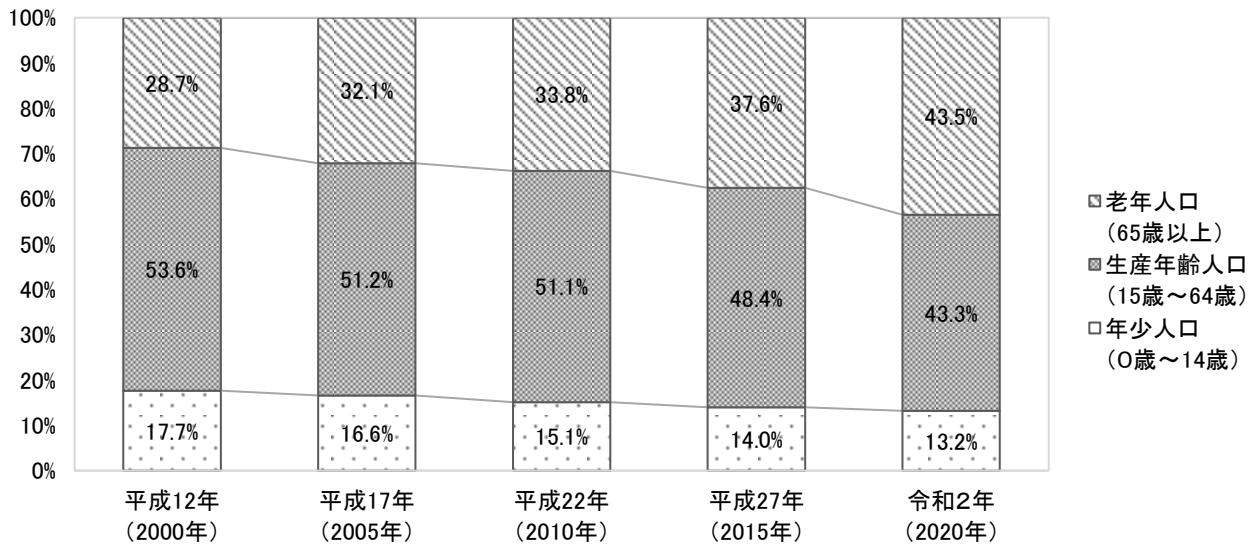
図表：年齢3区分別人口構成の推移



資料：平成 12(2000)～27(2015)年 総務省統計局；『国勢調査』
 令和2(2020)年 宮崎県総合政策部統計調査課；『宮崎県の推計人口と世帯数(年報)』
 ※合計値(総人口)は年齢不詳分も含む

年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、平成 12 年から令和2年までの 20 年間で、年少人口が 4.5%、生産年齢人口が 10.3%低下したのに対し、老年人口は 14.8%上昇しています。

図表：年齢3区分別人口構成比の推移



資料：平成 12(2000)～27(2015)年 総務省統計局；『国勢調査』
 令和2(2020)年 宮崎県総合政策部統計調査課；『宮崎県の推計人口と世帯数(年報)』

(3) 自然動態、社会動態

自然動態の推移をみると、令和元年では出生 18 人に対し、死亡 45 人と死亡数が出生数を上回っており、自然減の状態が続いています。

また、転入数と転出数の推移をみると、令和元年では転入数 133 人に対し、転出数 201 人と転出数が転入数を上回っており、社会減の状態が続いています。

図表：自然動態・社会動態の推移

	自然動態			社会動態		
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減
平成 27 年	20	69	-49	157	200	-43
平成 28 年	24	56	-32	176	223	-47
平成 29 年	21	73	-52	157	201	-44
平成 30 年	16	77	-61	160	189	-29
令和元年	18	45	-27	133	201	-68

資料：福祉課調べ(各年 10 月 1 日)

(4) 世帯構成の推移

五ヶ瀬町の世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は平成 12 年から平成 27 年にかけて減少傾向にあり、15 年間で 149 世帯減少しています。

内訳をみると、単独世帯について顕著な増加傾向があり、15 年間で 73 世帯増えています。これは、一人暮らし高齢者の増加による影響が大きいものと考えられます。

図表：世帯構成の推移

	一般世帯数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		総数	核家族世帯				その他の親族世帯			
			総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども		女親と子ども		
平成 12 年	1,421	1,178	571	272	222	11	66	607	1	242
平成 17 年	1,392	1,114	564	265	220	9	70	550	0	278
平成 22 年	1,355	1,047	556	256	198	15	87	491	5	302
平成 27 年	1,272	955	545	260	180	21	84	410	2	315

資料：総務省統計局；『国勢調査』

65 歳以上の高齢者のいる世帯の推移をみると、平成 17 年の 966 世帯をピークに減少に転じ、平成 27 年には、888 世帯となっています。

内訳をみると、特に一人暮らしの世帯の伸びが顕著となっており、平成 12 年から平成 27 年にかけて 4.9 ポイント増加しています。

図表: 高齢者世帯の推移

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯総数	1,421	1,392	1,355	1,272
65 歳以上の高齢者のいる世帯	960	966	936	888
構成比	67.6%	69.4%	69.1%	69.8%
一人暮らしの世帯	144	153	160	177
構成比	15.0%	15.8%	17.1%	19.9%
高齢者夫婦世帯※	152	161	159	169
構成比	15.8%	16.7%	17.0%	19.0%
その他の世帯	664	652	617	542
構成比	69.2%	67.5%	65.9%	61.0%

資料: 総務省統計局、『国勢調査』

※高齢者夫婦世帯: 夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

2 要介護者・障がいのある人の状況

(1) 要介護（支援）認定者の状況

要介護（支援）認定者数の推移をみると、全体では平成 27 年度から平成 30 年度まで減少していましたが、令和元年度に増加に転じ、令和2年度には 244 人となっています。

また、内訳をみると、令和2年度では、「要介護4」の割合が 19.7%で最も高く、「要介護3・4・5」の重度者が 44.3%を占めています。

図表:要介護(支援)認定者数の推移(第1号被保険者のみ)

単位:人、%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
要支援1	56	37	25	26	24	18
	18.8%	14.6%	10.5%	11.5%	9.7%	7.4%
要支援2	45	30	30	30	38	37
	15.1%	11.9%	12.7%	13.2%	15.4%	15.2%
要介護1	36	37	34	27	38	39
	12.1%	14.6%	14.3%	11.9%	15.4%	16.0%
要介護2	36	35	39	48	50	42
	12.1%	13.8%	16.5%	21.1%	20.2%	17.2%
要介護3	48	38	30	25	26	33
	16.1%	15.0%	12.7%	11.0%	10.5%	13.5%
要介護4	37	35	41	42	41	48
	12.4%	13.8%	17.3%	18.5%	16.6%	19.7%
要介護5	40	41	38	29	30	27
	13.4%	16.2%	16.0%	12.8%	12.1%	11.1%
計	298	253	237	227	247	244

資料:介護保険事業状況報告(各年 10 月月報)

(2) 障害者手帳所持者の状況

①身体障がいのある人

平成 27 年度から令和元年度までの身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では平成 27 年度の 307 人から令和元年度の 283 人と 24 人減少しています。

年代別にみると、令和元年度では 65 歳以上が 233 人と全体の約 8 割を占めています。

障がい程度別にみると、令和元年度では 1 級が最も多く、また、障がい種別では肢体不自由の割合が全体の半数以上を占めています。

図表：身体障害者手帳所持者の状況

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
合計		307	297	296	289	283
年代別	18 歳未満	2	1	3	3	2
	18 歳～64 歳	59	54	50	51	48
	65 歳以上	246	242	243	235	233
障がい 程度別	1 級	72	75	76	79	80
	2 級	43	40	39	38	40
	3 級	56	50	51	43	41
	4 級	81	78	76	77	72
	5 級	25	24	24	23	25
	6 級	30	30	30	29	25
障がい 種別	視覚障がい	21	21	21	23	21
	聴覚・平衡機能障がい	23	23	21	20	19
	音声・言語・そしゃく機能障がい	9	9	7	6	6
	肢体不自由	174	166	164	155	148
	内部障がい	80	78	83	85	89

資料：福祉課調べ(各年度末現在)

②知的障がいのある人

平成 27 年度から令和元年度までの療育手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和元年度は 48 人となっています。

障がい程度別では、A(重度)とB(中・軽度)でほとんど差はみられません。

図表：療育手帳所持者の状況

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計		50	50	50	50	48
障がい 程度別	A(重度)	27	27	27	26	25
	B(中・軽度)	23	23	23	24	23

資料：福祉課調べ(各年度末現在)

③精神障がいのある人

平成 27 年度から平成 30 年度までの精神障害者保健福祉手帳所持者数は横ばいで推移しており、令和元年度は6人となっています。

障がい程度別にみると、2級が最も多く、3級と続いています。

図表：精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
合計		12	11	11	11	6
障がい 程度別	1級	1	1	1	0	0
	2級	8	8	7	7	3
	3級	3	2	3	4	3

資料：福祉課調べ(各年度末現在)

3 社会資源の状況

(1) 人的資源の状況

① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。

また、民生委員・児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が設置されています。

主な職務は、以下のとおりです。

- 住民の生活状態を把握し、援護が必要な人の自立への相談・助言・援助を行うこと
- 援護が必要な人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- 県福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること

五ヶ瀬町では、定員 19 人(令和3年4月1日現在 1 人欠員)の民生委員・児童委員(うち主任児童委員が2人)が住民の福祉の向上のために活動しています。

②ボランティア団体

五ヶ瀬町ボランティア連絡協議会に加入している団体(グループ)・個人は 16 団体となっています。

図表:五ヶ瀬町ボランティア連絡協議会加入団体・個人一覧

団体(グループ)名	主な活動内容	会員数
①五ヶ瀬町高齢者クラブ連合会	環境整備等	243
②いちご会	給食サービス	6
③五ヶ瀬町母子福祉協議会	布オムツ縫い等	13
④五ヶ瀬町民生委員児童委員協議会	民生委員を通じての活動	21
⑤五ヶ瀬町更生保護女性会	更生保護女性会を通じての活動	24
⑥青葉流	舞踊	17
⑦びよびよグループ	紙芝居や慰問活動	5
⑧五ヶ瀬町お話の会つくしんぼ	読み聞かせ	9
⑨五ヶ瀬町赤十字奉仕団	奉仕団活動	21
⑩三味線民謡愛好者グループ	三味線・民謡	18
⑪藤扇流	舞踊	4
⑫五ヶ瀬町救急安全奉仕団	救急法活動	2
⑬ごかせカスターネットクラブ	レク普及・研究	21
⑭G音楽たい	演奏を通じた慰問活動等	26
⑮結ネットたんぽぽ	ふれあい施設を活用した居場所の開設等	12
⑯えこる	地球温暖化防止についての活動	15
合計		457

資料:五ヶ瀬町社会福祉協議会(令和2年3月)

③NPO法人

NPO法人は、公的なサービスでは対応しきれない住民の困りごとなどに支援の手を差し伸べるなど、きめ細かく柔軟な対応が可能のため、民間サービス事業所の一つの形態として、住民の生活に今後ますます浸透していくことが期待されています。

現在、五ヶ瀬町には4団体のNPO法人が設立されており、2団体が地域で福祉に関する活動を行っています。

図表:福祉分野のNPO法人の活動内容等

団体(グループ)名	主な活動内容
五ヶ瀬自然学校	地元および他の地域の子供から高齢者までを対象にした山、川、海、田畑などで行う自然体験活動を通して、人々がふれあい、遊び、学ぶ事によって、より良い人間関係の形成、健康な体と健全な精神の育成に寄与する。
結ネットたんぽぽ	人々の暮らし全般が向上し、いつまでも安心して暮らすことのできる地域をつくり、未来へ引き渡すために、ふれあいの場の創出や暮らしの中の困りごと対応をはじめ、福祉、保健、医療の増進や子どもの健全育成、社会教育の推進や地域の活性化など公益に寄与する事業に取り組みながら、住民や各組織、企業、行政等との連携・協働による、これからの時代に即した支え合う地域をつくり上げる。

資料:宮崎県NPOポータルサイト

④専門職員の状況

児童福祉分野、高齢者福祉分野、医療分野の施設・機関等、五ヶ瀬町及び五ヶ瀬町社会福祉協議会における保健・医療・福祉に関する主な専門職員の従業者資格保有数は以下の通りです。

図表: 主な専門職員数

単位: 人

	五ヶ瀬町国民健康保険病院	共生型福祉施設「ぬくもり」	グループホーム逍遙亭	介護老人福祉施設「かせ荘 (特別養護老人ホーム)	五ヶ瀬町社会福祉協議会	デイサービスこもればい	五ヶ瀬町福祉課	保育所・支援センター	就労継続支援B型事業所 日融工房	ヘルパーステーション和音 ケアホーム和音	計
医師	2										2
薬剤師	1										1
保健師			1				7				8
看護師	25	1	1		3		1	1		1	33
准看護師	4	2		3	1	3					13
理学療法士	2										2
管理栄養士	1			1			1				3
栄養士											0
保育士					2			25			27
社会福祉士				1	1		1				3
社会福祉主事				1	4				1		6
介護福祉士	2	4	3	17	12	3				4	45
ケアマネジャー	1	1	1	6	7	1	1			1	19
ホームヘルパー			5		16				2	5	28
介護職	3									1	4
検査技師	1										1
放射線技師	1										1
計	43	8	11	29	46	7	11	26	3	12	196

資料: 福祉課調べ(令和2年12月1日現在)

※臨時・嘱託・委託職員含む

(2) 保健・医療・福祉に関する施設等の状況

①児童福祉分野

児童福祉分野の施設の状況をみると、町内には保育所が2か所、小学校が4か所、中学校が1か所、放課後子ども教室が4か所、子育て支援センターが1か所となっています。

図表：児童福祉分野の施設

施設の種類	箇所数	定員	学級数	児童・生徒数 (登録者数)
保育所	2 箇所	155 人	—	115 人
小学校	4 箇所	—	20 学級	150 人
中学校	1 箇所	—	4 学級	65 人
放課後子ども教室	4 箇所	—	—	144 人
子育て支援センター	1 箇所	—	—	—

資料：福祉課、教育委員会（令和2年12月1日現在）

②高齢者福祉分野

高齢者福祉分野の施設の状況をみると、町内には介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、住宅型有料老人ホーム、福祉センター、地域包括支援センター、五ヶ瀬町国民健康保険病院内の介護療養型医療施設がそれぞれ1か所となっています。

また、通所介護事業所として2か所、「住み慣れた地域で暮らし続けることができる共生型の地域福祉の拠点」として、共生型福祉施設ぬくもりにおいて、高齢者支援ハウスを設置しています。

図表：高齢者福祉分野の施設

施設の種類	箇所数
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 箇所
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 箇所
住宅型有料老人ホーム	1 箇所
福祉センター（社会福祉法人五ヶ瀬町社会福祉協議会） { 地域密着型通所介護事業所 訪問介護事業所 居宅介護支援事業所 }	1 箇所
五ヶ瀬町共生型福祉施設 ぬくもり { 生活支援ハウス 介護予防・日常生活支援総合事業通所介護事業所 }	1 箇所
五ヶ瀬町地域包括支援センター（役場福祉課内）	1 箇所
介護療養型医療施設（五ヶ瀬町国民健康保険病院内）	1 箇所
地域密着型通所介護事業所	1 箇所

資料：福祉課調べ

③障がい福祉分野

障がい福祉分野の施設の状況をみると、共生型福祉施設ぬくもりにおいて、活動機会の提供や異世代交流を行っています。

また、福祉作業所日融工房において、就労支援を行っています。

図表：障がい福祉分野の施設

施設の種類	箇所数
地域活動支援センター(五ヶ瀬町共生型福祉施設 ぬくもり)	1 箇所
就労継続支援B型事業所(福祉作業所 日融工房)	1 箇所

資料：福祉課調べ

④保健・医療分野

町内の医療施設は、町立病院が1か所となっており、熊本大学医学部と宮崎県及び宮崎大学医学部から常勤医師と非常勤の医師の派遣を受け、病院1か所を運営しています。また、救急医療や高次医療については、宮崎県北部の医療圏及び熊本県の医療機関との連携を図っています。

図表：保健・医療分野の施設

施設の種類	箇所数
町立病院	1 箇所
歯科診療所	1 箇所

資料：福祉課調べ

4 五ヶ瀬町社会福祉協議会の状況

(1) 五ヶ瀬町社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、地域住民、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、地域社会を形成する他のさまざまな専門家・団体・機関で構成された社会福祉法に基づく民間組織です。

五ヶ瀬町社会福祉協議会は、昭和 63 年3月に社会福祉法人として認可され、地域が抱えているさまざまな福祉課題の把握のもと、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とした活動の実践を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」を推進しています。

(参考) 社会福祉法（令和2年4月改正）※条文より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

図表:組織の概要

設立認可	昭和 63 年3月 28 日
役員構成	理事:8人(会長1人、副会長1人、常務理事:1人、理事5人) 監事:2人 評議員:9人
会員数 (令和2年度)	普通会員:1,160 世帯 賛助会員:17 口 特別会員:21 口

(2) 令和2年度の活動内容

①介護保険指定サービス事業者としての事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業 ○指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業 ○指定居宅介護支援事業
②障害者総合支援法に基づく指定居宅介護事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護 <ul style="list-style-type: none"> ・身体介護(身体介護・通院介助) ・家事援助(家事援助・通院介助) ○重度訪問介護事業
③関係機関、団体との連絡・調整	<ul style="list-style-type: none"> ○行政・医療・保健福祉との連携の強化 ○社会福祉団体との連絡調整 ○地域包括支援センターとの連携、調整
④高齢者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の一人暮らし及び高齢者二世帯への配食サービスの充実 ○介護者交流事業、介護者教室の開催協力 ○高齢者クラブ連合会育成への支援 ○相談体制の充実と確立
⑤児童福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年健全育成の強化 ○児童、生徒に対する福祉教育の推進 ○ボランティア意識の向上育成 ○保育所バス遠足への助成 ○各学校に福祉助成金配分 ○幼児福祉の推進への協力
⑥母子寡婦福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○母子寡婦福祉協議会への助成 ○母子寡婦福祉資金の活用と生活指導
⑦障がい者福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○交生会への助成 ○障がい者スポーツ大会への助成 ○スポーツ教室への支援
⑧民生委員児童委員協議会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員協議会運営支援 ○生活福祉資金、たすけあい資金の活用と生活指導 ○相互助け合い運動の支援 ○日常生活での見守り活動の充実 ○民生委員児童委員の連絡調整と活動支援 ○歳末たすけあい該当者調査と実施の協力 ○要援護者ネットワークの推進
⑨自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業等の効率的運営 ○特別会員の加入促進 ○共同募金並びに日赤社資増強 ○寄付金 ○福祉バザー
⑩ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア連絡協議会の開催 ○ボランティア活動に関する相談、斡旋 ○ボランティア活動に関する情報の収集 ○各小学校、中学校との連絡・調整 ○ボランティア情報の発行(社協だより) ○ボランティアの研修や講座の開催 ○住民参加型福祉サービス(たいようサービス) ○ボランティアの育成 ○地域福祉委員会(みごかせ会)の開催 ○「加勢の日」の実施とボランティア活動の実施

⑪地域防災への取組	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ボランティア連絡協議会の開催 ○災害ボランティアの養成と各団体との連携強化 ○防災意識の高揚を図るための研修会の実施 ○災害時の連絡体制の連携強化 ○日頃からの防災意識の高揚強化 ○五ヶ瀬川水系社協や県内社協との連携強化
⑫共同募金及び歳末たすけあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金委員会の取組 ○戸別募金 ○職域募金 ○福祉バザー ○歳末たすけあいの推進
⑬日赤活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○戸別社資の募集 ○五ヶ瀬町赤十字奉仕団の活動促進 ○赤十字講習会の普及 ○日赤が取り組む事業への協力
⑭日常生活自立支援事業の促進と自主運営の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見人制度の普及と促進 ○日常生活自立支援制度の普及と促進 ○自主運営の充実 ○生活支援員の養成
⑮「ふくしまつり」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○「ふくしまつり」への積極的参加と創作意識の向上 ○住民への周知と参加の呼びかけ ○シニアパワー・ボランティア・地域との協働
⑯共生型福祉施設ぬくもりの運営	<ul style="list-style-type: none"> ○デイサービスセンターの運営 ○生活支援ハウスの運営 ○日中一次支援事業の運営 ○地域交流の活発化の推進
⑰シルバー人材センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動 ○シルバー人材の開発と仕事の受注拡大を図る ○会員の増強を図る ○シルバー人材センターの運営
⑱役員会の開催	

5 各種団体アンケート調査からみえる課題

アンケート調査の概要

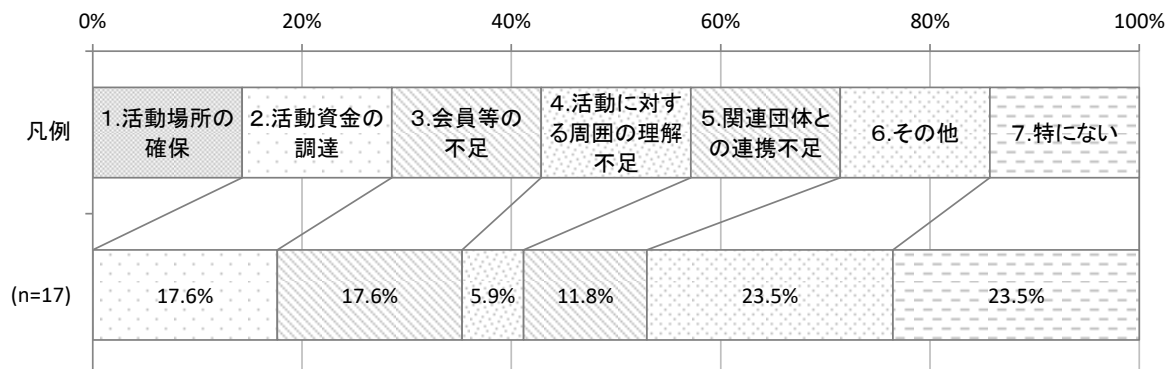
調査地域	五ヶ瀬町全域
調査対象	五ヶ瀬町内で活動する各種団体
調査期間	令和2年 11月～12月
調査件数	26件
回収結果	24件（回収率:92.3%）

（1）団体を運営（経営）する中での主な問題点

団体運営（経営）における問題点をみると、「特にない」が23.5%となっているものの、「その他」も23.5%、「活動資金の調達」「会員等の不足」が17.6%となっています。

団体を運営していく中で資金や人材の不足が主な課題として挙がっており、活動内容の周知・理解を進めるとともに、寄付や会費を集めるための資金調達のノウハウを持つ人材や、必要な融資を受けるための適切な事業計画を作成する人材の確保・育成を促していくことが重要です。

図表：団体を運営（経営）している中で主な問題点



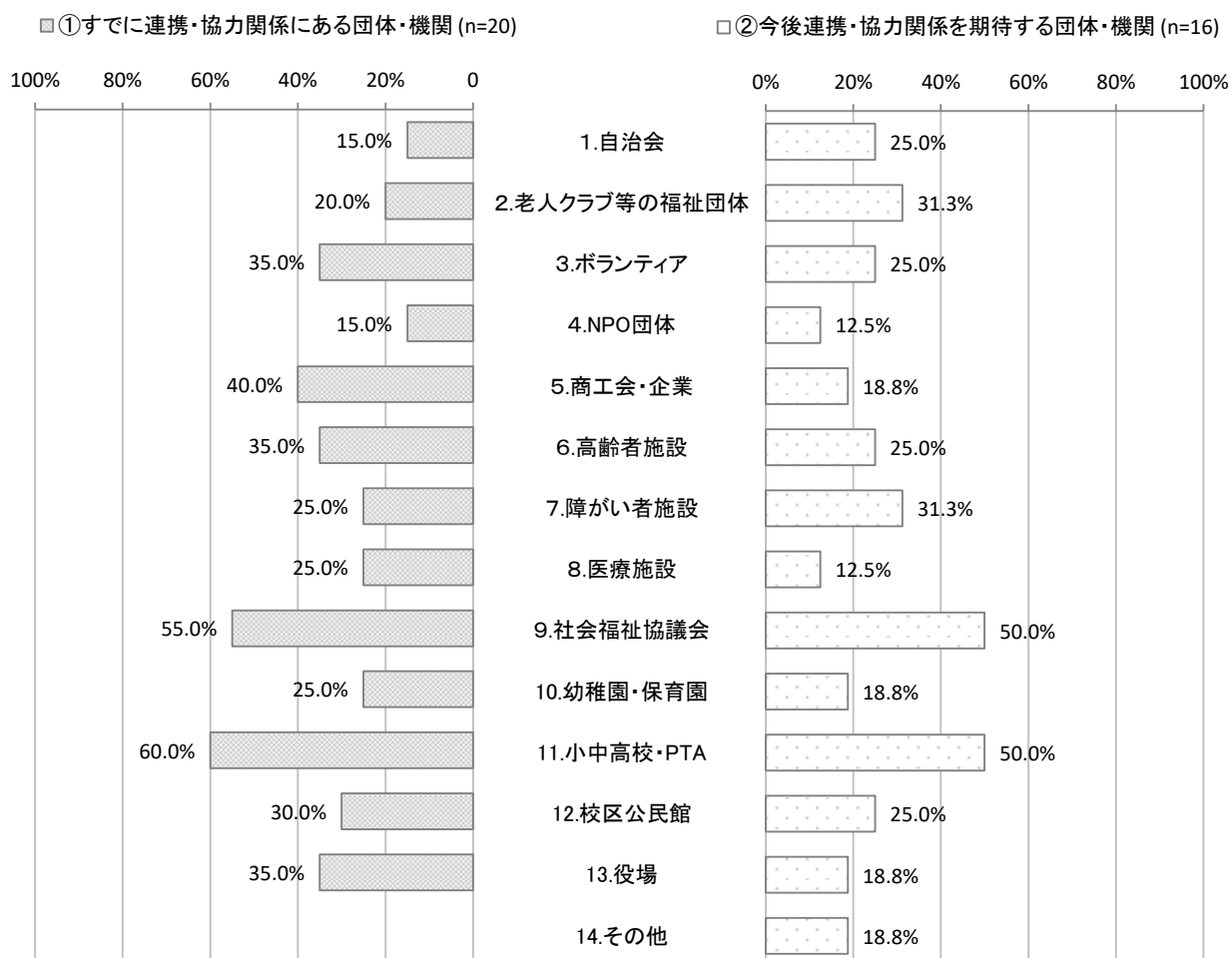
(2) 連携・協力関係にある（今後期待する）団体・機関

現在、連携・協力関係にある団体や機関をみると、全体の60.0%が「小中学校・PTA」と回答しており、次いで「社会福祉協議会」が55.0%、「商工会・企業」が40.0%となっています。

一方、今後連携・協力関係を期待する団体や機関をみると、「社会福祉協議会」や「小中学校・PTA」の割合の高さは変わらないものの、「老人クラブ等の福祉団体」や「障がい者施設」、「自治会」との連携についても期待が高まっています。

地域の福祉意識を醸成し高揚させていくためにも、団体・機関間の連携を促進していく必要があります。

図表：地域活動をする際に連携・協力する団体・機関

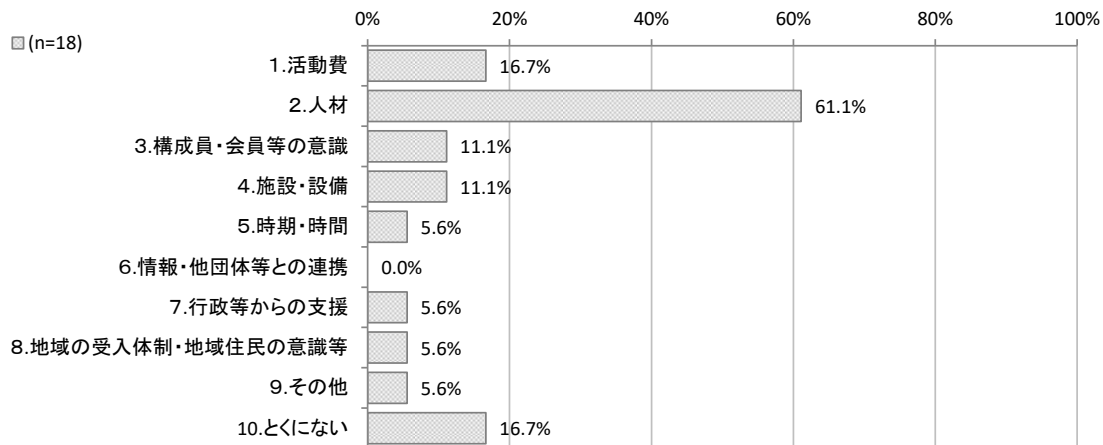


(3) 地域活動をする上での問題点・課題

地域活動をする上での問題点・課題をみると、「人材」が 61.1%、「活動費」及び「とくにない」が 16.7%となっています。

(1)と同様、活動を持続可能なものとするために必要な能力を有する人材の確保が重要であり、行政と民間と地域の協働による、地域福祉の推進や地域福祉を行う受け皿となる体制を構築していく必要があります。

図表：地域活動をする上での問題点・課題





第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画のとらえ方

(1) 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本町における「地域での助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するための計画です。人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を進め、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らすことができる「ともに生きる地域社会づくり(地域共生社会)」を目指すための「理念」、「目標」、「体系」を示します。

(2) 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

(3) 地域福祉計画・地域福祉活動計画両計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、民間の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は共通の目的を持ち、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の協力と参画を得ながら、取組を展開していく必要があります。

これらが一体となった計画を策定していくことにより、五ヶ瀬町と五ヶ瀬町社会福祉協議会を中心として、地域住民や民生委員・児童委員、行政区やボランティア団体、さらにNPO法人、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体など、地域福祉の推進に関わる様々な担い手との連携や協働のあり方を明確にした、より実効性のある活動が可能になります。

このような考え方に基づき、五ヶ瀬町及び五ヶ瀬町社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

2 基本理念

「第6次五ヶ瀬町総合計画」では、「人と『ともに』 地域と『ともに』 自然と『ともに』 笑顔でつながるまち 五ヶ瀬」が将来像として掲げられています。ここには、人・地域・自然がもたらす恩恵や魅力のもと、住民誰もが暮らしに幸せを感じ、笑顔になれるようなまちづくりを進めていこうという思いが込められています。本計画の推進にあたって、このような目標を前提とすることが重要だと考えます。

五ヶ瀬町では、豊かな自然の中で温かな人間性や助け合いの精神が育まれ、昔から息づく地域社会でのつながりを大切にしながら、生活が営まれてきました。

しかしながら、急激な少子高齢化や若年層を中心とした労働力の町外流出などにより、地域の活力低下が懸念されています。

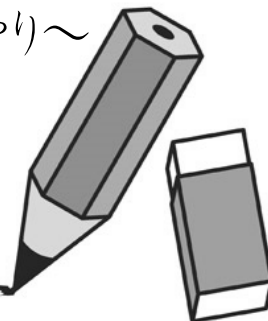
人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、高齢者や子どもたち、障がいのある人など、地域で共に暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家庭の中で、互いに思いやりの心を持って、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。

以上のような考え方を踏まえ、本計画では、あふれる優しさで助け合い、地域一人ひとりが手と手をつなぎ、支え合うことで、ありがとうと素直に言える笑顔の広がるまちをめざします。

基本理念

共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬

～ありがとう 笑顔でつなぐ思いやり～



3 基本目標

基本理念の実現に向けて、社会福祉法第 107 条で掲げられている「地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえ、本計画における基本目標として、以下の3本の柱を設定します。

基本目標1 つなぐ仕組みづくり

地域で暮らす誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できるよう、サービスを必要とする人と提供する人や機関をつなぐ仕組みづくりをめざします。

このため、情報提供や公的な相談支援体制を充実するとともに、関係機関・団体のネットワークを強化し、身近な地域における見守り体制の構築を図ります。

基本目標2 安心して暮らせる環境づくり

身近な地域で質の高い福祉サービスを提供・利用することができるよう、障がいの有無や年齢、立場の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らせる環境づくりをめざします。

このため、防犯体制や災害時・緊急時の支援といった安心・安全を支える体制の充実を図るとともに、保健・医療・福祉関係者が連携を強化し、利用者のニーズに応じたサービスの提供やサービスの質の向上を図ります。

基本目標3 みんなで取り組む地域づくり

住民が福祉の担い手としての意識を高め、一人ひとりができることをできる方法で実行していくために、みんなが気軽に地域における福祉活動に参加し、取り組むことができる地域づくりをめざします。

このため、地域福祉に関する理解を促進するとともに、交流・ふれあいの場や機会を充実し、ボランティア活動の活性化に努めます。

4 取組の体系

基本理念

共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬
 ありがとう 笑顔でつなぐ思いやり

基本目標

1 つなぐ仕組みづくり

2 安心して暮らせる環境づくり

3 みんなで取り組む地域づくり

施策

(1) 情報提供・相談支援を充実しよう

(2) 支え合える関係を築こう

(1) 安全・安心を支える体制をつくろう

(2) サービス向上の仕組みをつくろう

(1) 人にやさしい地域をつくろう

(2) 交流・ふれあいの場を充実しよう

(3) ボランティア活動を広めよう

取組

- ① 情報を届ける仕組みの充実
- ② 公的な相談支援体制の充実
- ③ サービス利用者の権利擁護の充実

- ① 地域における見守りの仕組みづくり
- ② 関係機関・団体のネットワークの充実

- ① 防犯活動・交通安全活動の推進
- ② 災害時や緊急時の支援体制の充実

- ① 福祉サービスの質の向上
- ② 保健・医療・福祉関係者の研修・連携の支援

- ① 地域福祉への理解促進
- ② 社会参加への支援
- ③ 安心して生活できる環境づくり

- ① 地域活動への参加促進
- ② 地域における交流や集いの場の充実

- ① 地域におけるボランティア機会の提供
- ② ボランティアの人材育成・確保

第4章 取組の内容

第4章 取組の内容

基本目標1 つなぐ仕組みづくり

(1) 情報提供・相談支援を充実しよう

①情報を届ける仕組みの充実

現状と課題

- 福祉サービスに関する制度改正が多く、かつ内容が複雑になっているためわかりづらいといった声が聞かれます。また、サービスを必要とする人に、必要な情報が届けられていないといった声もあり、わかりやすい情報提供の工夫や、福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりが求められています。
- 広報紙やホームページ、防災無線や回覧板だけでは十分な理解が難しい高齢者が多く、情報が伝わりにくいといった状況がみられます。ご近所との関わりの中で、情報を互いに伝達する仕組みづくりや、区の常会などを通じて情報を各世帯に伝達するなど、地域内における情報交換の場の充実が求められています。
- 文章が難しく読みにくい、文字が小さい、文章だけの情報では理解が難しい、内容が同じで新鮮さを感じないといった声が聞かれました。読みやすく、わかりやすい広報紙やパンフレットの作成、読み手の興味を引く内容の工夫等が求められています。
- Wi-Fi スポット等のデジタル技術を活用した、視覚・聴覚に訴える情報発信が求められています。

基本的な考え方

身近な地域において、誰もが適切に情報を得られる仕組みをつくとともに、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報提供のための工夫が求められています。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 広報紙や社協だよりに目を通す習慣を身につけます。
- ② 必要な情報はすぐに人に伝えます。
- ③ 高齢者世帯や一人暮らし高齢者と連絡を密にし、情報を伝えます。
- ④ 常会の際に回覧文書の説明をするなど、情報提供の場として活用します。
- ⑤ 転入者には地域の組長や館長、隣近所の人などがきちんと情報を伝えます。
- ⑥ 民生委員・児童委員、ふれあい指導員などが、福祉サービスや福祉活動に関する情報を伝えます。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 広報紙やホームページ等のさまざまな媒体を活用して、町行政の取組や福祉サービス、制度に関する周知を図ります。
- ② 町内の各種施設や福祉サービスの内容、利用の手続きの情報をわかりやすくまとめた冊子(子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉)等を作成します。
- ③ 広報紙やホームページパンフレットなどは読みやすいよう、字の大きさ、文字の使い方、イラストを使うなど工夫します。
- ④ 防災無線を活用し、わかりやすい情報発信に努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 地域の集まりや、社協での集まりを通じて福祉サービスや福祉活動に関する情報を伝えます。
- ② 社協だよりで社会福祉協議会の活動をこれまで以上に周知するとともに、福祉サービスの情報を提供します。
- ③ ホームページを通じて、情報の発信や相談窓口として活用します。
- ④ 「相談支援係」において、生活全般における総合的な相談窓口としての情報を発信します。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

各種情報発信の充実

広報紙・ホームページでの情報発信の充実を図ります。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	総務課		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①社協だよりの活用

地域住民に社協だよりを通じて、社会福祉協議会の活動や福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。

実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	総務課

②インターネット等の活用

令和元年5月に開設した当会ホームページやFacebookによる情報発信や、LINEによる相談を受け付けるなど、インターネット等を活用した情報提供の充実を図ります。

実施主体	総務課
協働・連携	総務課・福祉課

③相談支援系の運営

令和2年度に創設した「相談支援係」において、高齢・障がいの他、日常生活における困りごとなど生活全般における総合的な相談窓口としての情報を発信します。

実施主体	相談支援係
協働・連携	総務課・福祉課

②公的な相談支援体制の充実

現状と課題

- どこに相談していいのかわからない、相談する窓口がわかりにくいといった声が聞かれました。相談窓口の周知や総合案内窓口の設置等が求められています。
- 困ったときに人に相談したり頼ることを遠慮したり我慢する傾向があり、相談することが恥ずかしい、人に知られたくないといったことから、ちょっとした困りごとを気軽に相談できない高齢者や生活困窮者が多くなっています。
- 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増えており、緊急の対応など専門的な相談支援体制の充実が必要となります。

基本的な考え方

関係機関や団体との連携を図り、悩みや不安を抱えている人のさまざまなニーズに適切に対応できる相談支援を推進するとともに、きめ細かな相談窓口での対応を進めるなど、相談機能の強化が必要です。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 困ったときの相談窓口や緊急時の連絡先などを、自宅の目につくところに貼っておきます。
- ② 不安や悩みがある場合には、気軽に相談することをすすめます。
- ③ 自分が住んでいる地域の民生委員・児童委員を把握しておきます。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 福祉に関する問い合わせや相談に対応するとともに、必要に応じて関係機関や部署につなぐ総合的な相談支援体制を整備します。
- ② 地域包括支援センターの周知に努め、相談支援の充実を図ります。
- ③ 社協、民生委員・児童委員、保健・医療・福祉関係機関等の連携を強化し、障がいのある人の相談支援体制の充実を図ります。
- ④ 子育て支援センターなどにおいて、子育てに関する相談の充実を図ります。
- ⑤ 行政、社協、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、医療機関などが集まって、個別ケースについて話し合う機会を充実するとともに、情報の共有及び連携を図ります。
- ⑥ 地域で把握した生活課題について専門的な支援が必要な場合には、専門機関につなぎ、対応する体制を整えます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 各種相談窓口の周知を図ります。
- ② 地域で福祉サービスに関する相談を行い、身近な地域で気軽に相談できる体制を充実します。
- ③ 関係機関と連携を図り、個別ケースについて話し合う機会を充実するとともに、情報の共有及び連携を図ります。
- ④ 地域で把握した生活課題について専門的な支援が必要な場合には、専門機関につなぎ、対応する体制を整えます。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

相談支援体制の推進

福祉全般に関する相談に対して、総合的な支援、アドバイスを行います。

担当課	福祉課	関連計画	
協働・連携	町民課・社協相談支援係		

子育て支援体制の整備

子育て支援センターの充実を図り、支援事業及び相談業務など子育て環境を整備します。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画 子ども・子育て支援事業計画
協働・連携	総務課		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

① 困難事例等の把握

民生委員・児童委員や地域住民などからの連絡・相談を受け、関係機関との訪問、専門機関への連絡・調整を行います。困難事例は複雑多様化していることから、関係機関との連携の強化を図ります。

実施主体	総務係・地域福祉係
協働・連携	福祉課・民児協・保健師・地域包括支援センター・支庁福祉課

③サービス利用者の権利擁護の充実

現状と課題

- 高齢化社会が深刻化する中、十分なサービスが受けられるのかといった不安の声もあがっており、福祉サービスの充実が求められています。また、認知症高齢者が増加しており、家族や親戚だけでは支えられないといった声が聞かれました。
- 人口減少による行政サービスの縮小が懸念されるといった声が聞かれました。弱者の立場になって行動することが求められています。
- 認知症高齢者の増加により金銭管理などの支援が求められていますが、日常生活自立支援事業も人員が不足していく現状がみられます。
- 親や家族が高齢になったとき、障がいのある人の将来が不安といった声が聞かれました。障がいのある人や認知症高齢者などに対する金銭管理や生活支援などのサポートが必要と考えられます。

基本的な考え方

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供の充実を図ります。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の適切な利用促進や権利擁護のための相談体制の充実に取り組みます。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① お金の使い方に問題がある状況に気づいたら、すぐに関係機関に連絡・相談します。
- ② 虐待に気づいたら、すぐに行政や民生委員・児童委員などに相談します。
- ③ 個人情報の取り扱いやプライバシーについて、十分注意を払います。
- ④ 虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めます。
- ⑤ 支援を必要とする人を助けるなど、シルバー人材を活用します。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 広報紙やホームページ等で日常生活自立支援事業や成年後見制度等について周知啓発を図ります。
- ② 虐待に関する相談窓口について周知を図ります。
- ③ 保健・医療・福祉関係機関、教育関係機関等と連携し、障がいのある人や乳幼児から高齢者までの虐待防止体制の充実を図ります。
- ④ 相談窓口や苦情解決制度について周知し、事業者に対して苦情解決制度の徹底に努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 社協だより等で日常生活自立支援事業や成年後見制度、法人後見等について周知するとともに、制度の活用を支援します。
- ② 苦情相談窓口や第三者委員などの苦情解決制度について周知します。
- ③ サービスの提供について、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

各種制度事業の発信

広報紙やホームページで、制度事業や相談窓口の活用についての啓発活動に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	
協働・連携	総務課		

生活支援サポートの推進

虐待に関する相談、苦情解決制度についての情報発信に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	
協働・連携	総務課		

成年後見人制度の普及と利用の促進

制度の確立と利用促進に伴う情報発信に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画 高齢者保健福祉計画、障害福祉計画
協働・連携	総務課、社会福祉協議会		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①成年後見人制度の普及と利用促進

民生委員・児童委員などを中心に、成年後見人制度の普及啓発、利用促進を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	福祉課

②日常生活自立支援事業の普及

生活支援員の協力により、今後も制度の普及啓発、利用促進を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	福祉課

③生活支援員の養成

生活支援員の養成を行います。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	

④たすけあい資金の活用と生活指導

思いがけない出費により日常生活に支障をきたし、他からの融資を受けることが困難な人に対して、短期間無利子で資金の貸付を行っています。今後も制度の普及啓発、利用促進を図ります。

実施主体	相談支援係
協働・連携	

(2) 支え合える関係を築こう

①地域における見守りの仕組みづくり

現状と課題

- 地区によっては見守り活動が活発に行われている一方、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しており、より一層の地域での見守りが必要といった声が聞かれました。一方、「どう声をかけていいかわからない」「おせっかいだと思われぬか心配」など、心配ではあるが声をかけづらいつ感じている人も多くみられました。
- 「近所づきあいはあってもその日お元気なのはわからない」といった声も聞かれました。ゴミ出しの手伝いを通じた声かけや見守り訪問員などによる安否確認が必要です。
- 五ヶ瀬町は都市部に比べ、地域のつながりは強いつ感じている人も多く、そのつながりや近所づきあいが弱くならないような働きかけが必要といった声が聞かれました。隣近所に関心を持つこと、異常があればすぐに連絡・相談につなげられるシステムづくりが求められています。
- 民生委員・児童委員だけでは、一人暮らし高齢者や障がいのある人の把握が難しいことから、地域住民や関係機関が連携を図り、地域全体で高齢者や障がいのある人を把握し、見守る仕組みを構築することが求められています。

基本的な考え方

子育て家族や高齢者、障がいのある人など、悩みや問題を抱えた人が地域社会の中で孤立感や生活上の困難を感じないためには、地域の組織・団体がそれぞれの機能を充実させるだけでなく、連携・協力しながら、地域全体での見守りネットワークを構築することが必要です。また、さまざまな問題を抱えている人を早期に発見し、地域で解決が難しい場合には、適切な専門機関につなげる仕組みをつくることも大切です。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 自分からあいさつをしたり、声かけをするように心がけます。
- ② 隣近所に関心を持ち、近所の家の新聞や郵便物などを気かけます。
- ③ 近所で何かあったら相談できる関係を築き、困っているときは地域の民生委員・児童委員や関係機関に相談します。
- ④ 公民館長、組長、民生委員・児童委員、見守り訪問員、ふれあい指導員、配食サービスなど、地域全体で連携・協力して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に訪問や安否確認などの見守り活動を行います。
- ⑤ 見守り訪問員による安否確認などの見守り活動を充実します。
- ⑥ 地域で一人暮らし高齢者の緊急時の連絡体制を把握しておきます。
- ⑦ 生活上での不安や悩み、困りごとについて地域で解決が難しい場合には、専門機関につなぎます。
- ⑧ 地域のサロンや高齢者クラブ等の集まる機会を活用し、気軽に相談できる場を充実します。
- ⑨ 地域内で問題を発見したときの相談・連絡のための連絡網をつくります。

行政 が取り組むこと － 地域福祉計画 －

- ① 関係機関や団体による地域における見守り活動の体制づくりに努めます。
- ② 区の民生委員・児童委員等の連絡先一覧表を作成・配布し、活動について住民に周知するとともに、活動を支援します。
- ③ 地域で活動している人（公民館長、民生委員・児童委員、ふれあい指導員など）の情報交換や意見交換の場を設け、連携強化を図ります。
- ④ 介護予防ボランティア養成講座を受講した人を対象に見守り訪問員を委託し、安全安心な生活環境の構築を図ります。

社会福祉協議会 が取り組むこと － 地域福祉活動計画 －

- ① 地域福祉サポーター（仮称）を組織するなど、さまざまな地域の組織が連携・協力して、一人暮らし高齢者等の把握、訪問、安否確認などの見守り活動を行う仕組みをつくります。
- ② 地域での見守り活動の大切さを周知するとともに、体制づくりのための研修の機会を設けます。
- ③ 支援が必要な人などを把握し、避難行動要支援者マップを作成するとともに、地域で活動している組織・団体と情報を共有します。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

見守り活動の推進

地域における普段の声かけ、見守り体制の強化に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画、高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画
協働・連携	社会福祉協議会・五ヶ瀬町各課、教育委員会、町立病院		

地域情報の共有化

公民館長、民生委員等との地域情報の共有を行い、連携強化を図ります。

担当課	総務課・福祉課	関連計画	
協働・連携	社会福祉協議会		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①地域福祉サポーター（仮称）の仕組みづくり

地域福祉サポーター（仮称）を組織し、さまざまな地域の組織が連携・協力して、一人暮らし高齢者等の把握、訪問、安否確認などの見守り活動を行う仕組みをつくります。

実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	福祉課

②日常生活での見守り活動の充実

各地区において、民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者の見守り運動を実施し、把握した地域課題については、関係機関へ連絡・対応を行っています。今後は、地域住民も含めた、定期的な見守り運動を実施していきます。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	福祉課

③五ヶ瀬町赤十字奉仕団の活動促進

年間を通じて研修会や訪問活動、災害時での炊き出し訓練や各地区ごとに一人暮らし高齢者の交流会等の活動を行っています。奉仕団の高齢化もありますが、今後も奉仕団員と協議を行いながら、地域での活動の拡大と新規団員の増強をはかり「赤十字」の理解を図りながら、赤十字奉仕団の学びの場と活動の拡大を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	福祉課

②関係機関・団体のネットワークの充実

現状と課題

- 地域での関係機関・団体間の連携は整ってきているといった声が聞かれました。ただ、まだ十分ではないといった意見もあり、さらなる協力体制の充実と団体・組織間の連携を強化することが必要です。
- 情報交換する場や機会が少ない、団体・組織間の橋渡しが無いといった声が聞かれました。さまざまな立場の団体・組織が情報交換や情報を共有することができる場と機会の充実が求められています。
- 関係機関との円滑な連携のため、それぞれの機関の機能を相互に理解し、相談や情報の共有が行われるような関係づくりが必要と考えられます。

基本的な考え方

地域住民をはじめとして、地域の各種組織・団体、社会福祉協議会、行政などが互いに交流・連携を深めるとともに、団体間や地域間で協力しながら活動を充実し、地域のネットワークを強化することが求められています。また、子どもや高齢者、障がいのある人やその家族など、地域での見守りや支援が必要な人に対して、十分な支援が行えるような地域のネットワークの周知に努めます。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 青年団や婦人会など地域の各種団体が行事の際に協力し合うなど、組織・団体間での交流の場を設けます。
- ② 地域の各種組織・団体の代表者の情報交換の場や機会を設け、連携を十分に図ります。
- ③ 地域の社会資源としての学校や福祉施設等との交流する機会をすすめます。
- ④ 伝統的な行事を他の区と合同で取り組むなど、伝統行事を継承していきます。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 誰でも気軽に利用できる交流・情報共有スペースとして、空き店舗や施設等の活用を支援します。
- ② 組織・団体のリーダーとなる人材育成のための事業に取り組みます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 地域の生活課題や福祉サービス・制度に関する意見交換の場や機会の充実を図ります。
- ② 施設等の活用を支援します。
- ③ 地域で活動している組織・団体の情報を収集し、各地域に情報を提供します。
- ④ 地域の各種組織・団体の代表者の情報交換・連携を支援します。
- ⑤ 組織・団体のリーダーとなる人材育成のための事業に取り組みます。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

人材育成の推進

見守りや支援を継続的に行っていくための地域人材の育成に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	
協働・連携	総務課		

交流・情報共有スペース活用促進・施設の充実

誰でも気軽に利用できる施設(ふれあい施設等)の活用促進を図ると共に施設の充実に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	総務課		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①行政・医療・保健福祉との連携強化

行政や保健・医療機関と連携を図り、連絡・調整体制を強化します。また、個人情報の管理体制を強化するとともに、情報共有の充実に努めます。

実施主体	社協各係
協働・連携	福祉課・病院

②社会福祉団体との連絡・調整

各種福祉団体と連携を図り、連絡・調整体制を強化するとともに、情報共有の充実に努めます。

実施主体	社協各係
協働・連携	福祉課

③民生委員・児童委員と関係機関との連絡調整、活動の支援

民生委員・児童委員と関係機関との連絡調整、活動の支援を行います。また、困難ケースについては、関係機関とケース検討会を行い、迅速な対応を図ります。

実施主体	社協各係
協働・連携	福祉課

基本目標2 安心して暮らせる環境づくり

(1) 安全・安心を支える体制をつくろう

①防犯活動・交通安全活動の推進

現状と課題

- 現在、見守り隊による見守り活動等の防犯活動が行われており、一定の成果があると思われませんが、地域の子どもたちが少なく、通学路の人通りや街灯も少ないため、登下校時の防犯に不安を感じている人が多くみられます。
- 高齢者を狙った詐欺や電話での悪徳商法の被害が多くみられることから、悪徳商法や不審な車など、防犯に気をつけることが必要です。
- 「だれかがしてくれる」ではなく、みんなで見守るという意識を持つことが大切といった声が聞かれました。地域全体で見守っていくという意識づけが必要と考えられます。
- 夕方などに歩いている高齢者をよく見かけますが、服装が暗く目立たないため危険。高齢者には蛍光のタスキを配布するなどの工夫が必要ではないかといった声が聞かれました。
- 平和な町であるため危険意識が低いといった声が聞かれました。また、空き家が増えてきている地区もあるため、防犯上不安視されています。日頃から危険箇所を把握し、情報を共有するなど、一人ひとりの防犯意識を高めることも必要と考えられます。
- SNS等の普及により、地域の困りごと解消や不審者の目撃情報等様々な場面で情報共有が進んでいるものの、児童に正しいスマートフォンへの接し方を学ばせる必要性が高まっています。
- 全国的に高齢ドライバーの増加による事故が増加しているため、安全運転意識の啓発や運転能力の維持・向上に加え、運転免許証返納後の交通手段を確保することにより、交通事故防止を強化する必要があります。

基本的な考え方

地域住民が犯罪や事故に巻き込まれないようにするためにも、情報提供や啓発活動に取り組み、学校やPTAなどの関係団体・機関と連携を図りながら、地域の防犯活動や交通安全活動をさらに充実することが求められています。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 不審な人や車を見かけたり、不審な電話などの被害にあったら、警察や役場に連絡・相談します。
- ② 運転手一人ひとりが意識して、交通安全に努めます。
- ③ 一人ひとりが交通マナーを守るよう心がけます。
- ④ 携帯電話の防犯メールを活用します。
- ⑤ 防犯メール等の情報を受信したら、近所の人に知らせます。
- ⑥ 防犯や交通安全に関する情報をしっかり伝えます。
- ⑦ 学校やPTAなどの関係団体や機関と連携し、地域の中での自主的な防犯活動を進めます。
- ⑧ 見守り隊など、地域で見守り活動を行います。
- ⑨ 振り込め詐欺や訪問販売など、高齢者が被害となりやすい犯罪について情報共有します。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 防災無線等を活用し、情報提供の充実を図ります。
- ② 住民の防犯や交通安全意識を高めるため、広報紙での周知啓発や講座を開催するなど、各種の啓発活動を充実します。
- ③ 警察などと連携し、交通安全教室を定期的に開催します。
- ④ 下校時などにおいて、子どもの安全な居場所づくりを充実します。
- ⑤ 罪を犯した人等の円滑な社会復帰を支援します。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 高齢者クラブや一人暮らし交流会などで防犯や交通安全についての講習会を開催します。
- ② 社協だよりを活用し、防犯や交通安全に関する周知啓発を図ります。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

防犯、防災、交通安全活動の推進

防災無線や広報紙等により住民意識の高揚に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	総務課		

見守り活動の推進

下校時などの安全な居場所づくりの充実に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画、子ども・子育て支援事業計画、通学路交通安全プログラム
協働・連携	総務課・教育委員会		

再犯防止推進及び保健医療・福祉的支援(再犯防止推進計画)

地域の支援関係者や関係機関との連携を強化し、罪を犯した高齢者や障がい者及び生活に困窮する者等に対して、生活環境の調整の充実に努めるため、本人の意向や適性等その状況に応じた適切な福祉サービスを提供できるよう支援します。

国や県、民生委員・児童委員をはじめ社会福祉協議会、更生保護サポートセンター等の関係機関、団体との連携を強化し、社会復帰支援をはじめ日常生活における福祉的支援を進めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画、高齢者保健福祉計画、障害福祉計画
協働・連携	警察、裁判所、更生保護サポートセンター、地域包括支援センター、社会福祉協議会		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①防犯・交通安全に関する周知啓発

社協だよりにおいて、悪徳商法等の被害や運転の交通マナーなど、防犯・交通安全に関する周知啓発を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	総務課

②防犯や交通安全についての講習会の開催

高齢者クラブや一人暮らし交流会などで防犯や交通安全についての講習会を開催します。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	総務課



②災害時や緊急時の支援体制の充実

現状と課題

- 若い人が少なく、高齢者が多いため、災害時の避難等の対応、特に移動手段に不安を感じている人が多くみられました。また、一人暮らし高齢者などが夜間、急病の際の対応が心配という声も聞かれました。
- 災害に対する意識が薄い、高齢者で訓練への参加に消極的な人や災害時の避難について理解していない人が多いといった声が聞かれました。
- 災害時の対応として、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障がいのある人などの災害時の要支援者を把握するとともに、個別の連絡体制や避難体制を構築し、その情報を地域の組織全体で共有することが必要と考えられます。
- 消防団員が減少していることから、地域の自主防災組織の活動が大切と考えられます。また、日ごろから災害時の要配慮者の把握を行うとともに、避難場所や避難経路の確認・点検、防災訓練を行うことが必要です。
- 自主防災組織があるところは訓練を通して地区内での意識づけが高まってきていると思いますが、そういったものがないところは災害時において避難等に不安があると思います。
- 防災リュック等の防災グッズを作成し、災害時の備えについて情報共有している地域があるという声が聞かれました。
- 安全な移動や避難所での心得等をマニュアル化し、定期的に発信してほしいという声が聞かれました。

基本的な考え方

日ごろから、障がいのある人や一人暮らし高齢者などの把握を行うとともに、地震や台風、火災などの災害時や緊急時において、安否の確認、安全な避難、地域のネットワークを活用した支援体制を整えることが必要と考えられます。また、地域における自主防災組織の強化、定期的な防災訓練の実施など、住民が協力して地域の安全に取り組む環境づくりを進めることが求められています。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 日ごろから防災用品の備え、避難場所、避難経路を確認しておきます。
- ② 防災無線等の情報はしっかり聞きます。
- ③ 各公民館における自主防災組織が行う訓練に積極的に参加します。
- ④ 子どもや一人暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の要配慮者について把握しておきます。
- ⑤ 小地域単位で災害時や緊急時の連絡網をつくり、確認・支援体制を整えます。
- ⑥ 高齢者や障がいのある人も参加して、日ごろから地域単位で防災訓練を行います。
- ⑦ 災害時や緊急時において、自主防災組織、消防団OBを活用します。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 避難行動要支援者名簿の個別計画を整備し、把握に努めるとともに、常に新しい情報が把握できるよう定期的に更新を行い、適正に管理し運用します。
- ② 避難行動要支援者名簿の個別計画については民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの避難支援等関係者と情報共有を図ります。
- ③ 避難場所や避難経路などを周知し、避難場所にすぐ避難できる体制を整えます。
- ④ ハザードマップを作成します。
- ⑤ 一人暮らし高齢者などに、緊急通報システムの設置を周知します。
- ⑥ 防災無線などを活用し、災害時や緊急時における情報提供の充実を図ります。
- ⑦ 講座や広報紙等で防災に関する情報提供を充実し、住民の防災意識を高めます。
- ⑧ 全公民館における自主防災組織の設置を支援します。
- ⑨ 防災ボランティアや防災士の育成に努めます。
- ⑩ 防災士等の活動を支援し、その活動内容を住民に周知します。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 避難行動要支援者マップの作成を支援し、乳幼児や一人暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の避難行動要支援者について把握に努めます。
- ② 避難行動要支援者名簿の個別計画については民生委員・児童委員などの避難支援等関係者と情報共有を図ります。
- ③ 地域での講座や社協だより等で防災に関する情報提供を充実し、住民の防災意識を高めます。
- ④ 防災ボランティア育成や防災士との協力体制に努めます。
- ⑤ 防災ボランティア連絡協議会において、各種団体との連携を図ります。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

自主防災組織設置

地域防災のリーダーとなる防災士の育成を推進するとともに、定期的な防災訓練の実施による災害時の迅速な安全確保に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	総務課		

防災意識高揚

災害時の対応や、日頃から災害に備えることの重要性について啓発を行い、自助、互助意識の高揚を図ります。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	総務課		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①「災害時一人も見逃さない運動」の展開

該当者の調査・把握を行い、日ごろから見守り運動を実施しています。また、マグネット式ステッカーの配布・記入を行うとともに、個別計画の整備に取り組んでいます。今後も日ごろから見守り体制を整えていきます。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	福祉課・総務課

②防災ボランティア連絡協議会の開催

町内関係機関と連携し、防災ボランティア体制の強化と防災意識を高めるため平常時から連絡強化に努めていきます。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	総務課・福祉課

③災害ボランティアの養成と各団体との連携強化

日頃からの防災意識を高めるために、災害ボランティアの養成を行い、各ボランティア団体等との連携強化を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	総務課・福祉課

④防災意識の高揚を図るための研修会の実施

社協職員をはじめ、町民の防災意識を高めるために、いざというときのための研修会等を実施します。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	総務課・福祉課

⑤災害時の連絡体制の連携強化

災害時における連絡体制整備のため、職員申し合わせ事項の周知徹底を図っています。今後は、緊急連絡網の活用、及び申し合わせ事項の充実を図ります。

実施主体	社協各係
協働・連携	総務課・福祉課

⑥五ヶ瀬川水系社協や県内社協との連携強化

五ヶ瀬川水系社協内での職員災害ボランティアセンター訓練等や日頃からの連絡強化を図ります。

実施主体	地域福祉係・総務係
協働・連携	県社協・五ヶ瀬川水系社協

(2) サービス向上の仕組みをつくろう

①福祉サービスの質の向上

現状と課題

- 家族構成の変化などにより在宅介護が難しくなっている一方で、入所施設が待機状態であるなど、身近な地域に施設サービスが少ない状況がみられます。また、障がい福祉サービスが少ないといった声も聞かれ、住民のニーズに応じた福祉サービスを利用できる体制を整えることが必要と考えられます。
- 福祉サービスについて、住民が何を必要としているのか、何が足りないのか、具体的に把握する必要があるといった声が聞かれました。
- 施設入所希望者が増加している一方、可能な限り在宅での介護を希望する家族も多くみられます。在宅介護サービスの充実を図るとともに、当事者や家族の緊急時やレスパイトのためのサービスが必要と考えられます。
- 介護保険サービスの利用に至らない人については「いきいきサロン」につなぐなど、制度の狭間で必要な支援を受けることができない人への支援を充実し、一人ひとりに応じたサービスの提供が求められています。また、制度を知らず必要なサービスが受けられない人のための周知も必要です。

基本的な考え方

誰もが地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関わるさまざまなサービス提供者が連携し、それぞれの特性を活かした福祉サービスを展開することにより、利用者のニーズに対応した適切なサービスの提供やサービスの質の向上を図ることが求められています。また、生活困窮者やひきこもり状態の人などの自立を促す支援を行うとともに、関係機関と連携しながら相談・支援体制の充実が必要です。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 行政や社会福祉協議会が配布する資料を読みます。
- ② 見守り活動を通じての早期の問題発見に努めます。
- ③ 個人情報やプライバシーへの配慮をします。
- ④ 行政や民生委員・児童委員等に相談します。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 高齢者や障がいのある人などの家族介護者の心身の負担を軽減するため、介護者同士の交流の機会を充実します。
- ② 一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活支援サービスの充実を図ります。
- ③ 地域ケア体制の核としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。
- ④ 障がいのある人の自立と社会参加の促進、保護者の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の充実を図ります。
- ⑤ 子育て中の親が交流したり、気軽に相談できる場として、子育て支援センターの機能を充実するとともに、保育サービスの充実を図ります。
- ⑥ 宮崎県及び近隣市町村との連携を図り、専門分野における広域的な医療体制を強化するとともに、救急医療体制の整備に努めます。
- ⑦ 低所得者等の生活困窮者に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援を行います。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 共生型福祉施設「ぬくもり」を地域の福祉拠点として、高齢者福祉分野、障がい者福祉分野における福祉サービスの充実を図ります。
- ② 制度の狭間で支援を必要とする人に対する各種サービスの充実を図ります。
- ③ 低所得者等の生活困窮者に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援を行います。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

生活支援サービスの推進

高齢者、障がいのある人等、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、包括的な支援・サービス提供体制の構築に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	高齢者保健福祉計画、障害福祉計画
協働・連携	社会福祉協議会		

障がいのある方のデイケア活動の実施

活動に対する様々な悩みを持つ障がい者を対象に、事業を通してその課題を解決する手助けを行います。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画、障害児福祉計画
協働・連携	就労継続支援B型事業所「日融工房」		

子育て支援策の推進

多様化する保護者のニーズに対応した子育てに関する環境整備を行い、住民全体で子どもたちを守り育てる環境づくりに努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画
協働・連携	社会福祉協議会・子育て支援センター		

子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策計画）

子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、関係機関との情報共有を行うと共に、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県と連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策、事業に取り組みます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画 子ども・子育て支援事業計画
協働・連携	教育委員会		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

介護保険サービス事業の充実

①訪問介護事業

自宅での日常生活において介護を要する要介護者に対して身体介護及び生活援助サービスを行います。

実施主体	居宅介護サービス係
協働・連携	福祉課

②地域密着型通所介護事業

要介護者の心身の特性を踏まえ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事その他の介護及びレクリエーション活動等の提供により心身機能の維持を図ります。

実施主体	居宅介護サービス係
協働・連携	福祉課

③居宅介護支援事業

要介護者が可能な限り居宅において自立した生活が送れるように介護支援計画書(ケアプラン)の作成を行い、本人及びその家族主体のサービス調整に努めます。

実施主体	居宅介護サービス係
協働・連携	福祉課

障害者総合支援法に基づく居宅介護事業の充実

④居宅介護（身体介護・通院介助）

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護また生活に関する相談・助言など生活全般にわたる援助を行います。

実施主体	居宅介護サービス係
協働・連携	福祉課

⑤家事援助（家事援助・通院介助）

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除などの家事また生活に関する相談・助言など生活全般にわたる援助を行います。

実施主体	居宅介護サービス係
協働・連携	福祉課

⑥重度訪問介護事業

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

実施主体	居宅介護サービス係
協働・連携	福祉課

⑦高齢者の一人暮らし及び高齢者二世帯への配食サービスの充実

概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象に月～金曜日に夕食の配達と配達時における安否確認を行っています。一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、見守り活動の充実を図ります。今後も夕食の配達を実施し、曜日の拡大を目指します。また周知を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	福祉課

⑧生活福祉資金の活用と生活指導

低所得者や高齢者、障がいのある人の世帯に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付を行い、生活を経済的に支えるとともに相談できる体制をとっています。

実施主体	地域福祉係・相談支援係
協働・連携	福祉課

⑨福祉用具の点検、貸し出し

自宅で生活を送る高齢者等に対して、必要に応じ車椅子等の福祉用具を無料で貸し出しています。

実施主体	居宅介護サービス係
協働・連携	福祉課

⑩母子寡婦福祉資金の活用と生活指導

生活つなぎ資金の貸付を行い、日常生活に活用することで、生活の一時的立て直しを図っています。今後も資金貸付の運営を図り、協議会の育成を支援します。

実施主体	総務係
協働・連携	福祉課

共生型福祉施設「ぬくもり」の運営

⑪生活支援ハウス

町内に住所を有するおおむね 60 歳以上の方で、ひとり暮らし、夫婦のみの世帯の方で、家族による支援を受けることが困難な方が対象です。同じ施設内の利用者や地域の方々との交流の場を提供することによって生き生きとした生活を送っていただきます。

実施主体	共生型福祉サービス係
協働・連携	福祉課

⑫デイサービス

平成 30 年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を運営しています。利用者の方の自立に向けたさまざまなプログラムを用意し、地域で自分らしい生活が送れるよう支援を行っています。

実施主体	共生型福祉サービス係
協働・連携	福祉課

⑬日中一時支援

日中一時支援とは、障がい者及び障がい児の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ることを目的として平成 28 年4月に事業が開始されました。※デイサービスと併設

実施主体	共生型福祉サービス係
協働・連携	福祉課

⑭地域包括支援センターへの協力体制の整備

地域包括支援センターとともに、新たな「地域包括ケアシステム」の構築をめざす協力体制を整備していきます。

実施主体	社会福祉協議会
協働・連携	福祉課

②保健・医療・福祉関係者の研修・連携の支援

現状と課題

- サービスに対するニーズが多様化していることから、利用者のニーズに応じたサービスを提供するため、福祉サービス事業者の知識・技術等に関する勉強や研修の機会を充実することが求められています。
- 関係機関の情報や抱えている課題や地域で起こっている問題などが共有されていないといった声が聞かれました。各関係機関が情報を共有し、連携して問題を解決できるような関係づくりが必要と考えられます。
- 個人情報の保護が重要となっている一方、支援を必要とする住民の情報を把握しにくく、民生委員・児童委員などの見守り活動が難しい状況もみられます。個人情報保護に関する情報提供の充実を図るとともに、支援の手法について勉強する機会も必要と考えられます。

基本的な考え方

地域住民の生活上の問題を解決し、安心して住みよい地域づくりを進めていく上では、福祉分野のみならず、特に保健、医療との連携が必要です。サービスを必要とする人が必要とするサービスを適切に利用できるよう、関係機関と連携を図り、専門職の研修会や情報交換及び交流活動を支援し、サービスの質の向上や改善を図ります。また、誰もが適切に医療を受けられる地域づくりに向けた取組を進めます。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① サービス事業者は保健・医療・福祉専門職の研修会や勉強会、情報共有の機会に積極的に参加します。
- ② 民生委員・児童委員等は積極的に研修会等に参加します。

行政 が取り組むこと — 地域福祉計画 —

- ① 保健・医療・福祉専門職及び指導員等の研修会・勉強会を開催するとともに、講師の派遣などさまざまな専門職同士の情報交換・共有や連携の強化を支援します。

社会福祉協議会 が取り組むこと — 地域福祉活動計画 —

- ① 保健・医療・福祉専門職の研修会への参加や情報交換・共有の機会を充実し、サービスの質の向上を図ります。
- ② 民生委員・児童委員や相談員などの活動を支援するとともに、研修や情報交換及び情報共有の機会を充実し、専門性の強化を図ります。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

各種研修事業の推進

研修会、勉強会の開催など、健康寿命の延伸のための重症化予防、介護予防を重視した取組の推進に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	
協働・連携	町立病院・社協各係		

主体的な健康づくり事業の推進

出前健康づくり教室や健康づくりポイント事業により、住民の主体的な健康づくりに努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画、五ヶ瀬町障害者計画、五ヶ瀬町健康増進計画
協働・連携	町立病院		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①民生委員児童委員協議会の運営支援

毎月、定例会を実施しており、スムーズな運営のため支援の充実を図ります。

実施主体	地域福祉係・総務係
協働・連携	福祉課

②障がい者自立支援協議会

西臼杵障がい者自立支援部会は4つの部会で構成されています(①障がい者施策検討部会、②地域生活支援部会、③障がい児支援部会、④就労支援部会)。専門的・広域的な支援体制を整えるとともに、西臼杵地域全体の相談支援体制の構築を図ります。

実施主体	相談支援係
協働・連携	福祉課

③西臼杵広域ケアマネジメント連絡協議会

西臼杵郡内のケアマネジャーや各施設との広域的な連携強化を図ります。

実施主体	居宅介護サービス係
協働・連携	福祉課

基本目標3 みんなで取り組む地域づくり

(1) 人にやさしい地域をつくろう

①地域福祉への理解促進

現状と課題

- 民生委員や福祉関係がやるべき、やって当たり前といった考えを耳にすることがあります。
- 地域福祉という言葉自体知らない人もいるといった声が聞かれました。また、当事者意識が薄いといった声も聞かれ、若者を含めた全体への周知や意識づけが必要と考えられます。
- 地域福祉は一部の関係者だけの取組であるという意識を持っている人もいることから、地域での支え合いが大切だという認識を高めることが必要と考えられます。
- 小・中学校では、五ヶ瀬教育グランドビジョン、G授業など、福祉教育を推進しており、子どもの頃から福祉教育を充実することが必要と考えられます。

基本的な考え方

地域福祉への理解を進めるため、勉強会や講習会への参加や、さまざまな人々とふれあう機会などを通じ、すべての年代に対して福祉教育を充実することが大切です。誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざすため、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会などの充実が求められています。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 地域福祉に関心を持ち、大切さを知ります。
- ② 講習会や勉強会など積極的に参加します。
- ③ 広報紙やパンフレットなどをきちんと読み、正しい知識を得ます。
- ④ 認知症サポーターなどの取り組みに積極的に参加します。
- ⑤ 各種障がいの理解を深めます。
- ⑥ 地域で地域福祉について勉強会や話をする機会をつくれます。
- ⑦ 地域住民がその地域にあった福祉についての課題や対策を話し合います。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 福祉をテーマとしたイベントや講演会、講座などを実施し、すべての世代に向けて福祉意識の啓発を図ります。
- ② 児童・生徒が参加できる講話等を開催し、地域福祉を自ら考える機会の創出を行います。
- ③ 広報紙やパンフレット、ポスター等で障がいや認知症について周知し、理解と認識を深めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 取組を通じて、地域福祉について周知を図ります。
- ② 講習会の開催や疑似体験学習などを行い、高齢者や障がいのある人に対する理解を深める機会を設けます。
- ③ 子どもたちの福祉の心を育むために、職場体験や各種ボランティア体験の受け入れ、各施設への体験交流受け入れ等の相談・調整を行います。
- ④ 学校と連携し、体験学習等への協力を行います。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

地域福祉意識の啓発を図る

地域福祉をテーマとした映画、イベント、講演会等を開催し、福祉意識の啓発に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	社協各係		

各種ワークショップの開催

幅広い層を対象としたワークショップ等を開催し、地域福祉の在り方、障がいや認知症等の周知と認識の向上に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	社協各係		



【社会福祉協議会の主な事業・活動】

① 児童・生徒に対する福祉教育の推進

小・中学生に対して、ボランティアセンターを中心として、車いすやアイマスク、ハンディキャップ体験等を実施しています。福祉体験、ボランティア体験を充実し、福祉への理解促進を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	教育委員会

② 各学校に福祉助成金配分

福祉の心や環境への理解を促進するため、各小・中学校に対して、助成を行っています。各学校では、高齢者への暑中見舞いや年賀状を出したり、学校の花壇整備などの美化・環境活動を行っています。今後は、取り組み内容に応じた助成額の検討を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	共同募金会

③ 赤十字講習会の普及

学校や職場において「救急法講習」を実施し、赤十字の活動について周知するとともに、救急時の対応について理解を促進します。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	日赤宮崎県支部

④ 「ふくしまつり」の開催

地域福祉への関心を高めるため、年1回開催しています。今後も周知を図り、参加を呼びかけるとともに、さらなるボランティアの協力により、実施内容の工夫・充実を図ります。

実施主体	社協各係
協働・連携	福祉課

⑤ 幼児福祉の推進への協力

主任児童委員が訪問活動を行い、幼児、児童の生活状況等の把握に努めます。

実施主体	地域福祉係・総務係
協働・連携	福祉課

②社会参加への支援

現状と課題

- 「Gライン」や公共交通機関などの便数が少なく、バス停まで行く手段がない人も多くみられます。また、移動手段がなく、高齢者や障がいのある人がイベントや行事等に参加しにくい状況もあるようです。
- 車の運転ができない地域住民などは、買い物や通院などのちょっとした外出も難しい状況であることから、外出支援や移動販売などの買い物支援が必要と考えられます。
- 移動支援のサービスが不足しているといった声が聞かれることから、福祉サービスや助け合いによる移動支援や運転ボランティアなどの体制を整えることが求められています。
- 高齢化社会になり元気な高齢者も増加してきています。それらの方々を社会参加へつなげていくことが、要介護・要支援者を減らしていくことにつながるのではといった声も聞かれます。

基本的な考え方

誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、社会参加を妨げる要因をできる限り取り除くことが必要です。少しでも気軽に外出できるよう、移動手段を充実することが必要です。また、地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すため、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 家族が地域活動に参加する際には、協力します。
- ② 隣近所で買い物に行ってほしい人がいないか声をかけ合い、協力します。
- ③ 「Gライン」の運行ルートやダイヤ等について住民から要望します。
- ④ 買い物ができない地域住民への定期的な注文・配達や移動販売などを行い、買い物を支援します。
- ⑤ イベントや行事の際には、地域の中で参加する人を把握するとともに、地域でできる範囲で送迎を支援します。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 地域住民や商店、商工会、各種団体等の連携・協力により、高齢者や障がいのある人の宅配サービス等の買い物支援、乗り合いバス等の移動支援の仕組みづくりを検討します。
- ② 「Gライン」のニーズを調査する際には、地域住民の意見を聞く機会を設けます。
- ③ 「Gライン」において住民のニーズを踏まえたきめ細やかなダイヤや運行経路を工夫・検討します。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 外出支援や移動販売などのボランティアの養成や支援に努めます。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

買い物支援、移動支援の仕組みづくり

町民のニーズに合った移動販売等の買い物支援、移動支援体制を構築します。

担当課	福祉課・企画課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	社協各係		

Gラインの運行計画の策定

通院、買い物等の移動のためのより良い運行計画を策定します。

担当課	企画課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	福祉課		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①移動支援・買い物支援

シルバー人材センター、たいようサービスによる通院等外出への移動支援、移動販売などの買い物支援を推進します。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	福祉課・企画課

③安心して生活できる環境づくり

現状と課題

- 公共施設のバリアフリー化はある程度進んでいるものの、公共施設や公民館のトイレの利用が不便、スーモの方のトイレがない、授乳室が少ないといった声が聞かれました。
- 歩道がない、道幅が狭いなど、交通安全の面で不安を感じており、また、街灯が少なく、防犯面でも不安といった声が聞かれました。町内の道路環境や街灯などの整備が求められています。
- 子どもが安心して遊べる広場や公園、バスの待ち時間を過ごす場所などが少ないことから、居場所等の充実が必要と考えられます。

基本的な考え方

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが積極的に社会参加できるよう、また、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすために、公共施設や道路など地域の生活環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 公共施設や道路について、危険や不便を感じる箇所の情報を行政に伝えます。
- ② 交通機関や駐車場を利用する際には、基本的なマナーを守り、高齢者や障がいのある人、妊婦さんの利用を妨げません。
- ③ バリアフリーの必要な危険箇所について点検・調査します。
- ④ 道路などの清掃、草刈りは、地域全体で協力して行います。
- ⑤ 除雪が困難な家庭を把握し、隣近所で助け合って行います。
- ⑥ 花植えや掃除をするなど、きれいな地域づくりに取り組みます。

行政 が取り組むこと － 地域福祉計画 －

- ① 公共施設や公民館などのトイレ等のバリアフリー化を進めます。
- ② 高齢者や障がいのある人に配慮した、安全な道路環境の整備に努めます。

社会福祉協議会 が取り組むこと － 地域福祉活動計画 －

- ① 社協だより等を活用し、バリアフリーやユニバーサルデザインについて周知します。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

公共施設等のバリアフリー化

公共施設、各公民館のトイレ等のバリアフリー化に努めます。

担当課	総務課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画 公共施設等総合管理計画
協働・連携	関係各課		

道路環境の整備

高齢者や障がいのある人に配慮した生活道路の整備に努めます。

担当課	建設課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	福祉課		



(2) 交流・ふれあいの場を充実しよう

①地域活動への参加促進

現状と課題

- 地域の行事やイベント等への参加が少なく、声をかけても外出せずひきこもっている住民もみられます。また、参加したいが行く手段がないといった声も聞かれました。
- 地域の行事やイベントなどの参加者は同じ人が多く、身近な地域で開催してほしいといった声も聞かれました。行事や地域活動などの実施場所、日時等の工夫が必要と考えられます。また、行事やイベントにおいて、誰もが参加できるよう、内容の充実も求められています。
- 高齢者が多く、地域の行事を計画する人たちが少なくなっている上に、子どもたちも少なくなっており、行事ができなくなっているといった声も聞かれました。
- 人口減少が進む中、多様な価値観を持つ人が増えており、多くの参加を求めることが難しくなっている一方、いきいきサロン、お達者クラブ、ふれあい施設、集落の居場所等の参加できるものが徐々に増えているといった声も聞かれました。

基本的な考え方

地域福祉を推進していくためには、身近な地域において、年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、交流を深めることができる場や機会の充実が必要です。また、今まで地域活動に参加する機会の少なかった人を地域福祉活動の担い手として、地域活動への参加を促進します。地域でのふれあいや交流を通じて日常的なつきあいを深め、地域住民がお互いに関心を持ち合うことが大切です。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 地域の行事や活動に積極的に参加します。また、家族で地域の行事や活動に参加します。
- ② 地域活動や行事等に隣近所で誘い合って参加します。
- ③ 高齢者や子ども、障がいのある人など誰もが参加しやすいよう、行事の内容を工夫します(障がいのある人の意見を取り入れた行事等の実施など)。
- ④ 区・地域合同での行事やイベントを行い、地域間の交流を深めます。
- ⑤ 子ども会や高齢者クラブ、青年団、婦人会などの地域活動を活発に行います。
- ⑥ 学校と連携した行事やイベント等の実施を進めます。
- ⑦ 自分たちの活動を積極的に地域にPRします。
- ⑧ 公民館長を中心に、公民館活動の充実を図ります。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 地域の行事やイベント、地域活動等について情報を集約するとともに、広報紙やホームページ等を通じて情報提供の充実を図ります。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 高齢者や障がいのある人、子どもなど誰もが気軽に参加しやすい、地域での交流やふれあいの機会、行事やイベント等を開催します。
- ② 地域の行事やイベント、地域活動等について情報を集約するとともに、社協だより等を通じて情報提供の充実を図ります。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

情報提供の充実

地域の行事やイベントなどについての情報収集を行うとともに、広報紙やホームページでの情報発信に努めます。

担当課	総務課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	関係各課		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①いきいきサロン事業の充実

既存のいきいきサロン、お達者クラブ、世代間交流事業の充実を図り、今後は、社協カフェなどの様々な事業に取り組みます。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	福祉課

②高齢者クラブ連合会育成への支援

各単位高齢者クラブ及び高齢者クラブ連合会への助成を行っています。高齢者クラブへの新規加入者が少ないことから加入促進を図るとともに、クラブの解散や休止を防ぐための取組を充実します。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	福祉課

②地域における交流や集いの場の充実

現状と課題

- 近所の人との交流がやや少なくなっていますが、地域で見守るという良さが見直されています。
- 子育て支援センターにより、子育て中の親子の交流が進められていますが、他の地域（集会所等）での開催も徐々に増え、世代間交流も進められています。
- 地域では公共施設等を活用して、いきいきサロン、集落の居場所等も増えていますが、今後も更に活動拠点を整備する等、交流、ふれあいの場の充実が求められています。
- 在宅介護の場合、介護している人の情報交換の場が必要といった声が聞かれました。その1つとしてオレンジカフェや家族の会への参加やサロンなどの情報交換の場や居場所づくりが必要と考えられます。

基本的な考え方

身近な地域において、子どもや高齢者、障がいのある人など誰もが広く利用できるサロンなど、気軽に集い交流を深めることができる場や機会を充実し、情報発信・受信することが必要です。また、さまざまな既存資源を有効に活用した地域における活動や交流の拠点づくりも求められています。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 子どもとともに地域行事に参加するなど、親子でふれあう時間を大切にします。
- ② 日ごろから、多くの人とあいさつや声かけをするなど、コミュニケーションの機会を持ちます。
- ③ 地域の色々な情報に関心を持ちます。
- ④ 「ぬくもり」等の施設を活用し、子どもや高齢者、障がいのある人も参加できる行事を行います。
- ⑤ 「集いの場」への参加を呼びかけ、高齢者同士がふれあえる場を充実します。
- ⑥ 世代間交流を進め、ふれあいの場を充実します。
- ⑦ 子育て中の親や子どもたちが交流できる子育て支援センターの活用を推進します。
- ⑧ 地域で高齢者などが気軽に集まれる場所をつくります。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 子育て支援センターにおける親子同士や世代間の交流の充実を図ります。
- ② 空き店舗や公共施設等のさまざまな既存の施設を活用し、子どもや高齢者など誰もが自由に立ち寄り、情報交換ができる地域の拠点づくりを進めます。
- ③ 子育てや高齢者など、集いの場の立ち上げを支援するとともに、活動場所を提供します。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 誰もが気軽に集まることができる交流の場を地域と共に考え支援します。
- ② 地域の行事やイベント等を支援し、地域の交流やふれあいの機会の充実を図ります。
- ③ 社協だより等で、地域活動を紹介します。
- ④ 世代間交流を目的とした活動や取組を行います。
- ⑤ 「ぬくもり」を拠点として、障がいのある人の交流・ふれあいの場の充実を図ります。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

親子同士、世代間交流事業の推進

子育てに関する情報の提供と合わせ、各種イベントの開催の充実に図ります。

担当課	福祉課	関連計画	子ども・子育て支援事業計画
協働・連携	子育て支援センター		

子どもや高齢者、障がいのある方との相互交流の推進

誰もが立ち寄れる、情報交換の拠点整備を行うとともに、子どもや高齢者、障がい者の集いの場所づくりに努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画
協働・連携	子育て支援センター、日融工房、NPO法人結ネットたんぽぽ		



【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①保育所バス遠足への助成

保育所で実施しているバス遠足(年1回)に対して助成しています。今後も継続して実施し、親子のふれあいの機会を充実します。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	各保育所

②交生会への助成

交生会への助成を行い、組織の活性化を図ります。

実施主体	総務係
協働・連携	福祉課

③障がい者スポーツ大会への助成

参加者の減少、高齢化が進行し、参加者が減少していることから、障がい者スポーツ大会への参加交通費の助成を行い、参加を支援します。

実施主体	総務係
協働・連携	福祉課

④「ぬくもり」を拠点とした地域交流の活性化

共生型福祉施設「ぬくもり」において、地区活動への参加、近隣施設(集会センター、農家民泊等)と連携した地域づくりの推進、地域住民の居場所づくり、地域行事等の場所の提供などの取組を充実し、地域の交流拠点として活性化します。

実施主体	共生型福祉サービス係
協働・連携	福祉課

⑤母子寡婦福祉協議会への助成

母子寡婦福祉協議会への福祉助成金を配分し、協議会の育成に努めます。

実施主体	総務係
協働・連携	協同募金

(3) ボランティア活動を広めよう

①地域におけるボランティア機会の提供

現状と課題

- ボランティアは特別なことという意識を持っている人が多いことから、誰もが気軽にボランティアに参加する意識を高める必要があります。今後は更にボランティアの活動内容について周知する必要があります。
- 現在、さまざまなボランティア活動が取り組まれており、今後も多様な分野での活動の充実や周知が必要です。
- 高齢者への声かけ、見守りや地域での清掃活動など、日常の中でのボランティアは盛んに行われています。この取組を活用し、地域での支え合いも含めた、ちょっとしたボランティア活動の更なる充実を図ることが求められています。

基本的な考え方

ボランティア活動に参加する機会を増やし、誰もが参加しやすい体制を整える必要があります。また、ボランティア活動に関する情報提供の充実を図り、ボランティアを求める人とボランティア活動を行いたい人を橋渡しする、ボランティアセンターやボランティアコーディネート機能の強化も重要です。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① 家族のボランティア活動への参加を応援します。
- ② さまざまなボランティア活動の内容や日程などの情報を発信します。
- ③ 学校のボランティア活動と連携した取組や活動を進めます。
- ④ ボランティア活動の拠点として、公民館や集会所などを広く開放します。
- ⑤ ボランティアを募る声かけや気軽に参加できる雰囲気づくりをします。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。
- ② さまざまなボランティア・NPO活動の実態を把握するとともに、活動の場の提供など、ボランティア団体やNPO等の活動を支援します。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① 「加勢の日」等において普及啓発するとともに、活動を促進し、助け合い上手、助けられ上手の仕組みをつくります。
- ② ふくしまつり等を活用して、ボランティアの大切さや活動について周知します。
- ③ ボランティア団体間の交流の機会を充実し、つながりを強化します。
- ④ 身近にできるボランティアなどの講座や教室、人材研修等を行います。
- ⑤ ボランティア連絡協議会やボランティア登録制度について周知を図ります。
- ⑥ ボランティアセンター機能の充実を図ります。
- ⑦ ボランティアを求める人とボランティアをしたい人を結びつけるコーディネート機能を強化します。
- ⑧ ボランティア活動における相談支援・情報提供、活動拠点の提供による支援を行います。
- ⑨ ボランティア活動の事例について情報提供を充実します。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

ボランティア団体等の活動情報発信

各種ボランティア団体の活動を把握するとともに、各団体の活動情報の発信に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画
協働・連携	総務課		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①ボランティア連絡協議会の開催

ボランティアセンターに登録しているボランティア団体により、年3～4回開催されています。各団体への情報提供や団体同士の情報交換の場として充実を図るとともに、団体の新規加入を進めます。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	ボランティア連絡協議会

②ボランティア活動に関する相談、斡旋

個人・団体・学校等のボランティアに関する相談窓口を設けるとともに、必要に応じて斡旋を行っています。今後もボランティアの相談窓口について周知を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	ボランティア連絡協議会

③ボランティア活動に関する情報の収集

町内や県内のさまざまなボランティアに関する情報収集の充実を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	ボランティア連絡協議会

④ボランティアに関する情報提供

社協だより、ホームページ等においてボランティアに関する情報の提供を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	ボランティア連絡協議会

⑤住民参加型福祉サービス

有償ボランティアとして住民参加型福祉サービス「五ヶ瀬たいようサービス」を実施しています。会員登録することで、草刈り等の活動調整を行っており、今後は登録会員の増加を呼びかけます。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	ボランティア連絡協議会

⑥「加勢の日」の実施とボランティア活動の実施

「みごかせ会」を中心に年に2回程度、ボランティアでグループを組み概ね 85 歳以上の一人暮らし高齢者宅の訪問活動を行っています。小学生から高齢者までの参加があり、地域福祉意識の向上とミニ防災訓練にもつながっています。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	ボランティア連絡協議会



②ボランティアの人材育成・確保

現状と課題

- ボランティアをしたい、興味がある人は多いものの、仕事が忙しい、生活に追われて余裕がないなどの理由で、ボランティア活動への参加が少ない状況がみられます。また、まわり(家族など)の理解が得られず活動できないといった声も聞かれました。
- 子どもの頃からボランティアに関わり、ボランティアに関する体験活動などを通じて、ボランティア活動への関心を高める必要があります。
- 元気な高齢者、子育てが終わって少し余裕ができた方、仕事を退職された方など、その人その人の特性や知識などを活用できるような仕組みづくりが必要といった声が聞かれました。
- 地域においてボランティアのリーダーや参加する人材を育てることが必要です。
- 地域には経験や知識が豊かな高齢者が多くいることから、これらの人材を活かす仕組みが求められています。
- ボランティアに関する情報が少ないといった声が聞かれました。活動状況の紹介や講習会の開催など、活動についての更なる周知が必要と考えられます。

基本的な考え方

ボランティアを学び、体験する機会を充実することで、ボランティアへ参加する意識を高めるとともに、リーダーとなる人材を育成することが必要です。

今後の取組方針

自分や家族、地域 が取り組むこと

- ① ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
- ② ボランティア養成講座等に積極的に参加します。
- ③ ボランティア活動への参加を呼びかけます。
- ④ 団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。

行政 が取り組むこと

－ 地域福祉計画 －

- ① 認知症サポーターの養成講座を行い、サポーターの育成に努めます。
- ② 介護予防サポーター養成講座を行い、サポーターの養成に努め、活動の機会を設けます。

社会福祉協議会 が取り組むこと

－ 地域福祉活動計画 －

- ① ボランティアセンター、シルバー人材センターを充実し、人材の活用を図ります。
- ② 知恵や技術を持った団塊の世代や高齢者などの人材を発掘し、地域で活躍する機会を提供します。
- ③ ボランティア養成講座等を開催し、ボランティアリーダーなどの人材育成に努めます。
- ④ ボランティア活動に積極的に取り組む人の表彰制度を設けます。
- ⑤ 地域に出向いてのボランティア講座等に努めます。

【五ヶ瀬町の主な事業・活動】

認知症サポーター養成

認知症サポーター養成講座を継続して開催し、地域、家庭での見守り活動、生活支援に努めます。

担当課	福祉課	関連計画	第6次五ヶ瀬町総合計画 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
協働・連携	社会福祉協議会		

【社会福祉協議会の主な事業・活動】

①ボランティアの育成

研修会の実施、「ふくしまつり」において若年層ボランティアの活動の場の提供を行っています。今後もボランティアに対する意識を高めるため、意識向上のための取組の工夫を行います。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	各学校、各福祉施設

②ボランティアに関する研修や講座の開催

年に数回程度、ボランティアに関する研修や講座を開催しており、今後は青年層を中心とした参加者の増加を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	福祉課

③小・中学校との連絡・調整

子どもの頃からボランティア活動に接する機会を充実するため、学校との連携を強化し、連絡・調整を行います。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	教育委員会

④地域福祉委員会（みごかせ会）の開催

異業種、異分野によるボランティア活動を含め、地域福祉委員会を年5回程度開催し、協働体制による地域福祉の推進を図ります。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	各学校

⑤シルバー人材センターの運営

健康で働く意欲のある高齢者の生きがいづくり、就業を通じて地域社会の発展への寄与をめざします。公民館や高齢者クラブ等を通じて周知を図るとともに、高齢者クラブやボランティア団体に呼びかけ、人材発掘を進めます。

実施主体	地域福祉係
協働・連携	福祉課

4 社会福祉協議会の基盤強化

①役員会の開催

社会福祉法人として、事業計画、実績・予算・決算等について理事会及び評議員会を開催し、協議・承認を得て、事業の推進を図ります。

実施主体	総務係
協働・連携	

②介護保険事業等の効率的運営

人員体制の確保を図り、通所介護事業、訪問介護事業、居宅介護支援事業の効果的な運営に努めます。

実施主体	総務係
協働・連携	

③自主財源の確保

一般会員、賛助会員、特別会員の加入促進を図ります。

実施主体	総務係
協働・連携	

④共同募金の推進

戸別募金

公民館長会を通じ、町民に対して広く共同募金の主旨の理解を促し、募金活動の協力を依頼しています。

職域募金

各職場において共同募金の理解を促し、募金活動の協力を依頼して各職場において共同募金の理解を促し、募金活動の協力を依頼しています。

今後も、募金について周知を図り、募金運動を推進します。

実施主体	地域福祉係、総務係
協働・連携	

⑤福祉バザー

日常生活で不要になったものを提供してもらい、「ふくしまつり」で販売し、収益を共同募金運動の募金としています。今後も周知を図り継続していきます。

実施主体	社協各係
協働・連携	

⑥歳末たすけあいの推進

寝たきり高齢者や一人暮らし高齢者、ひとり親家庭の該当者調査を行うとともに、年末に該当者へ商品券を配布しています。今後も、支援が必要な人の把握を進めるとともに、地域の実情やニーズに応じた運動を展開します。

実施主体	地域福祉係、総務係
協働・連携	

⑦寄付金

寄付金を受けつけ、社会福祉活動やボランティア活動への活用を図ります。

実施主体	総務係
協働・連携	

⑧日赤の戸別会費募金

全世帯に戸別会費の依頼を行っています。戸別募金について周知を図るとともに、募金運動を推進します。

実施主体	地域福祉係、総務係
協働・連携	



第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

本計画の基本理念「共に寄り添い支え合う町 五ヶ瀬 ～ありがとう 笑顔でつなぐ思いやり～」の実現をめざすためには、地域と行政との協働による取組が不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組を進めます。

(1) 住民の役割

地域福祉の主役は、地域で生活する住民自身です。住民一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高めることが大切です。

住民自身が自らの地域を知り、考え、地域のさまざまな問題を解決するために、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参画することが求められます。

(2) 福祉サービス提供者の役割

福祉サービス事業者・NPO・ボランティア団体などの福祉サービス提供者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供及び周知、他のサービス提供者と連携した取組を進めることが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が地域福祉に参加するための支援、地域福祉への参画が求められます。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、五ヶ瀬町社会福祉協議会を五ヶ瀬町における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取組を推進していきます。

(4) 行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。住民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

このため、福祉課を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

2 計画の評価・見直し

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、行政及び社会福祉協議会による施策の推進や住民・関係機関の取組など、計画の推進状況の総合的な把握に努めるとともに、点検・評価を行い、必要な場合は取組内容の見直しを行っていきます。

また、住民が地域福祉に対する理解を深め、具体的な行動に移すことができるよう、計画の推進状況については、適宜住民に公開していきます。



資料編

第4期五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 五ヶ瀬町の地域福祉計画及び地域福祉活動計画について審議策定するため、五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は10人以内で組織する。

2 委員は、有識者、町民及び町職員の中から町長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は当該期の委員の初招集の日から計画の策定が完了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員会以外の関係者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉担当課及び社会福祉協議会において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行し、初招集の日から適用する。

五ヶ瀬町第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

(敬称省略)

役職名	氏名	職名
	宮崎 信雄	五ヶ瀬町副町長
	甲斐 陽一郎	五ヶ瀬町民生児童委員協議会会長
	小笠 まゆみ	五ヶ瀬町議会文教福祉常任委員会委員長
	松本 秋雄	五ヶ瀬町公民館長会会長
	飯干 知洋	ごかせ荘施設長
	西山 文子	NPO法人 結ネットたんぽぽ代表
	橋本 千代子	就労継続支援B型作業所所長
	渡邊 竜洋	五ヶ瀬町社会福祉協議会事務局長
	増 永 稔	五ヶ瀬町教育次長
	武内 秀元	五ヶ瀬町福祉課長

(事務局)

福祉課福祉グループ長
社会福祉協議会地域福祉係長

菊池 光一郎
松本 貴子

五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定ワーキング会議名簿

1 設置の目的

地域福祉計画は、福祉施策に関する計画の上位に位置づけられる重要な計画であるため、本町の課題等について専門的な立場から意見を聴取することで、より実効性のある活用できる計画書を作成する。

2 構成員

(敬称省略)

番号	所属	氏名	摘要
1	生活支援コーディネーター	渡邊 ユミ	
2	介護予防推進員	中矢 帝子	
3	集落支援員	西村 千恵子	
4	集落支援員	那須 美智子	
5	地域おこし協力隊	山田 一誠	
6	民生委員	後藤 寿夫	
7	民生委員	鈴木 祥子	
8	児童委員	岡田 智子	
9	日融工房	甲斐 夕子	
10	子育て支援センター	戸高 和代	
11	企画課 企画調整グループ	甲斐 留理	
12	福祉課 保健衛生グループ	甲斐 博美	
13	福祉課 介護高齢者グループ	中西 由実	
14	福祉課 地域包括支援センター	佐藤 蓉子	
15	福祉課 福祉グループ	尾崎 珠理	
16	社会福祉協議会 専門員	山崎 愛美	
17	社会福祉協議会 相談支援専門員	後藤 裕希恵	

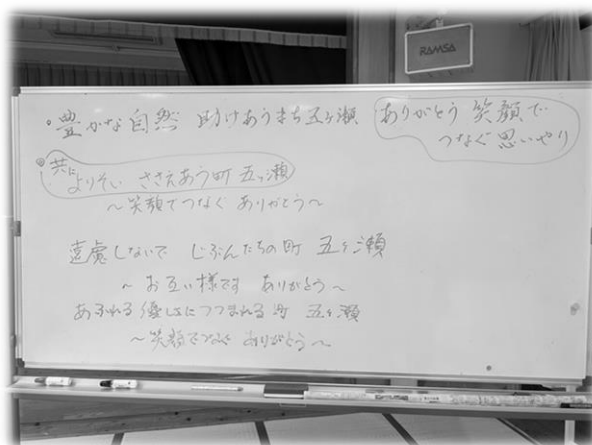
事務局

1	福祉課 課長	武内 秀元	
2	福祉課 福祉グループ長	菊池 光一郎	
3	社会福祉協議会 地域福祉係長	松本 貴子	

計画策定の経緯

ワーキング会議

番号	期日	内容
1	令和2年9月24日(木)	住民アンケート等からの課題抽出及び解決すべき事項の検討
2	令和2年10月16日(金)	五ヶ瀬町の理想的な将来像の検討
3	令和2年11月18日(水)	地域福祉計画に盛り込む内容の検討
4	令和3年3月2日(金)	地域福祉計画書(案)の内容確認



策定委員会

番号	期日	内容
1	令和3年2月18日(木)	策定経過の説明 計画素案、重点事項等説明
2	令和3年3月18日(木)	第4期計画の全体説明

第4期五ヶ瀬町地域福祉計画・地域福祉活動計画
令和3年3月

五ヶ瀬町役場福祉課

〒882-1295 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地
電話：0982-82-1700 ファックス：0982-82-1720

五ヶ瀬町社会福祉協議会

〒882-1203 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 10725 番地 5
五ヶ瀬町福祉センター内
電話：0982-82-1520 ファックス：0982-82-0387

